

参議院内閣委員会會議録第十一号

(三三三)

昭和四十九年四月二日(火曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月二十八日

長屋 茂君
中村 利次君

補欠選任

重宗 雄三君
田淵 哲也君

三月二十九日

重宗 雄三君
金井 元彦君
木内 四郎君
岡本 悟君
沢田 政治君
田淵 哲也君

補欠選任

長屋 茂君
今 春聰君
田中 茂穂君
玉置 猛夫君
上田 哲君
中村 利次君

三月三十日

玉置 猛夫君

補欠選任

岡本 悟君

四月二日

田中 茂穂君
源田 実君
今 春聰君
中村 波男君
岩間 正男君

補欠選任

中村 慎二君
高橋 邦雄君
竹内 藤男君
前川 旦君
小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

寺本 広作君

岡本 悟君

鈴木 力君

楠 正俊君
高橋 邦雄君

第一部 内閣委員会會議録第十一号 昭和四十九年四月二日【参議院】

衆議院議員

内閣委員長代理

國務大臣

法務大臣

國務大臣

内閣法制局長官

内閣総理大臣官

房務審議官

宮内庁次長

皇室経済主管

法務大臣官房長

建設省都市局長

常任委員会専門員

竹内 藤男君
中村 慎二君
長屋 茂君
星野 重次君
上田 哲君
戸叶 武君
前川 旦君
宮崎 正義君
中村 利次君
小笠原貞子君

加藤 陽三君

中村 梅吉君
小坂徳三郎君

吉國 一郎君
佐々 成美君
瓜生 順良君
野本 松彦君
香川 保一君
吉田 泰夫君

相原 桂次君

宇佐美 毅君
石川 一郎君

宮内庁長官
宮内庁長官官房
参事官

宮内庁長官

宇佐美 毅君
石川 一郎君

宮内庁長官

宮内庁長官官房

参事官

参事官

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る三月二十九日、金井元彦君、木内四郎君、沢田政治君が委員を辞任され、その補欠として今春聰君、田中茂穂君、上田哲君が選任されました。

また本日、田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として中村梅吉君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) この際、去る三月二十九日の委員の異動に伴いまして、理事に一名の欠員を生じましたので、その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に岡本悟君を指名いたします。

○委員長(寺本広作君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村梅吉君。

○國務大臣(中村梅吉君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、東京法務局に、民事行政部にかえて民事行政第一部及び民事行政第二部を設置しようとするものであります。

法務局の民事行政部では、登記、戸籍、国籍、

供託等の事務を所掌しておりますが、近時の社会・経済情勢を反映して、登記事務をはじめ、これらの事務は増大し、かつ、複雑多様化しております。これに対処し、事務処理体制を整備するため、特にこの傾向の著しい東京法務局について、民事行政部の事務を二つの部に分割して所掌せようとするものであります。

なお、民事行政第一部においては、登記等の事務を、民事行政第二部においては、戸籍、国籍及び供託の事務を所掌させることとしたしております。

改正点の第二は、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとしようとするものであります。

入国管理事務所の出張所は、出入国港等に置かれ、主として外国人に対する出入国審査の事務を行なっておりますが、その約七割は職員が二人ないし三人程度の小規模庁であります。ところで、出入国港の事務は、内外諸情勢の推移、貿易の消長、出入国船舶の増減等の影響を受けて、繁閑を生ぜざるを得ないのであります。これに対処し、限られた予算と人員を有効適切に利用して出入国港における事務の円滑化をはかるためには、出張所の新設、廃止、位置の変更等を臨機に行なうようにすることが強く要請されております。そこで、同じく港関係の行政機関である税関の支署、出張所等の場合と同様、出張所の名称及び位置を省令で定めることとするものであります。

なお、この改正に関連し、附則におきまして地方自治法第五十六条第七項について所要の改正を行なうこととしたしております。

改正点の第三は、北海道亀田市の函館市への編入に伴い、函館地方法務局の管轄区域の表示を改めようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の

趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(寺本広作君) 引き続き、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理加藤陽三君。

○衆議院議員(加藤陽三君) ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案では入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとしておりましたが、これを現行法どおり法律で定めることとし、これに伴い、福岡入国管理事務所伊万里港出張所の設置を法律に明記することとするともに、昭和四十九年四月一日から施行することとしている東京法務局の組織の改廃に関する改正規定を公布の日から施行することに改めた次第であります。

以上が修正の趣旨であります。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(寺本広作君) 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入りまします。

○戸叶武君 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の審議を行なうにあたり、私はまず、小坂総理府総務長官及び瓜生宮内庁次長から、日本国憲法と天皇との関係について政府側の御見解を承りたいと思います。

日本国憲法の第一条には「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と明記されております。そうして、これを受けて第三条には「天皇の国事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を

負ふ」、また第四条には「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に關する権能を有しない」としてのされておりますが、政府は日本国憲法のこの見解を忠実に堅持しているのでしょうか、これを承りたいと思います。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 戸叶委員にお答え申し上げます。

私はじめ政府は、天皇の地位につきましては、ただいま仰せられたような日本国憲法第一条に明確に規定してあるとおりでありまして、象徴としての天皇というふうには、はっきりと考えております。また、第四条におきます問題等におきましても、そのとおり実践をしているわけでござい

ます。

○戸叶武君 瓜生宮内庁次長は、天皇訪米に關し、宮内庁としては、昨年の夏、田中総理とニクソン大統領が会われた後に共同声明が出ています。それによると、アメリカ大統領から天皇、皇后をアメリカに招待したいということとを再確認し、再確認し、それは近い将来、双方の都合のよい時期に来ていただきたいと表明されて、田中首相はそれに謝意を表しておられる。謝意を表しておられるんですよ。このことが運ばれたのは、事前に宮内庁のほうとも意見を確かめて決定したことでありまして、この点の意見にそこはありまじと答弁しております。そこは、はたしてなかったのかどうか、瓜生宮内庁次長に承りたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 昨年の夏、田中総理がアメリカへ行かれてニクソン大統領と会われることになりました。その出かけられる前に宮内庁のほうと一応御連絡、お打ち合わせがありまして、その結果、その共同声明にありますが、その表現になつておる次第でございます。

○戸叶武君 瓜生さんはまじめな方だから、正直にものを言っているんだと思いますが、それだと、大平外務大臣は正直でないのでしょうか。大平外務大臣は、あなたが衆議院の内閣委員会で答弁したその前日の二月二十日に衆議院の外務委

員会で、天皇訪米は時期だけでなく、訪米自体が白紙に還元したと答弁しています。白紙還元というものは白です。白か黒か、この点ははっきりさせる必要がありますが、白紙還元に至るまでの経緯ですね、問題は、宮内庁は政府から、事前あるいは事後、白紙還元に至るまでの間に十分な打ち合わせを行なっているかどうか、それを承りたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 大平外務大臣が御訪米のことに関して白紙という表現がございました。要するに昨年の夏の共同声明にありますが、要するに昨年の夏の共同声明にありますが、それから日本国内の内閣側も宮内庁側も了解をしているわけでありまして、しかし、そこにありますように、近い将来双方の都合のよい時期に訪米することを希望するといふような表現があるわけでありまして、近い将来といふのはいつかということもわかっておりませんし、双方の都合のよい時期といふようなのも、まだいつにするかといふような具体的な話は全然出ておりません。したがって、外務大臣は、その問題についてまだ具体的な話が出ていないから、そこで白紙というふうに表示されたのではないかと感じております。

○戸叶武君 覆水盆に返らずといふことばがありますから、既往のことをやたらにほじくつてもしかたがありませんが、重要なポストを占めていた人の言動は、もう少し慎重に行なつてもいいと思ひます。日本語はなかなかむずかしいといつて外国人からも言われておりますが、近い将来都合のよいとき、それは具体的にどういう内容ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 近い将来といふのは、時間的に言いますと、ほんどうに言いますと、ずっとこれから先、ある程度の遠くない近い時期といふので、たとえば何年とか確定するのはむずかしいといふのが普通の解釈のようでございます。常識でまあ判断をするということだと思ひます。それから双方の都合のよい時期といふのは、双

方の大統領、それから天皇陛下の個人的にからだのあいておられるということの御都合のほかに、両国の国内のいろんな情勢なども都合がいいといふようなことも含まれるといふふうに考えられております。

○戸叶武君 いまあなたの言う、ある程度の遠くないとき、常識的判断、これは日本語としては非常に都合のよいことばですが、ある程度といふのは、遠くないときといふのは、具体的にどのくらいのことかというのですか。常識的判断といふけれども、あなたの常識と私の常識では尺度が少し違ふ場合があるんで、日本人が外国人に会つたときに通用しないことばがこのとおりです。筑波山はどれだけある、いや相当遠いところにあります。高さはどのくらいあると彼らは聞きます。日本人は答えられない人がないんです。何メートルというのを記憶していないんです。相当の高さで關東平野では高いほうです。これがいいかげんと言ふんです。もうグローバルな時代だから世界に通用するような常識の尺度に切りかえてもらいたいものです。あなたのようにな宮中に仕えているような人は、いいかげんといふのは善意ですが、庶民の間でいいかげんといふのはいいかげんといふやつです。いいかげんか、いいかげんかわからないじゃありませんか。暑い寒いも彼岸までといへば、彼岸という線が切れているんです。あなたたちはどこまでの距離があるのかかわらないけれども、今後、ものの考え方、尺度のはかり方をも少し常識の内容をブラクティカルにきめてもらいたい。やはりコモセンスはいい。イギリスのコモセンスといふのは非常にブラクティカルです。具体的です。具体性のない表現といふものが多くあやまちを起こすのですが、次に入ります。

田中首相は、昨年訪米の際に日米共同声明の中で天皇訪米をうたつております。これはきわめて具体的です。共同声明は政治的な声明でありまして、これも常識的な判断です。天皇を政治的に利用するのはいけないといふのは宇佐美さんもあなたもわかつておられると思ひます。その天皇の進退、

それが田中・ニクソンの共同声明によって明文化されておき、天皇訪米は大平発言において、錯覚かどうか知らぬが、白紙還元ということになってるんです。この一つの具体的段階を追うてみるならば、論理として一つも構成されない、あなたから見ればよいかげん、私から見れば、庶民の尺度から見ればいいかげん、ちゃんぽらんだということになるんです。俗のことばは正直ですが、この間のちぐはぐなできごととはどこから起きているとあなたは推定しますか。むしろ、このことは小坂国務大臣から先に答弁してもらったほうがいいでしょう。政府と宮内庁、われわれ庶民との間にこれだけのギャップがあるんです。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 私は、ニクソン大統領と天皇陛下がアンカレッジで会われたときにどのような話があったか全く存じませんが、そのときに何かニクソン大統領が訪米の招請をしたというふうに新聞では伝えておりました。また、その後の田中・ニクソン共同声明におきましても訪米のことが触れてあったと思います。私は非常に率直に申し上げますが、われわれは、天皇陛下の現在の身分と申しますか、地位と申しますか、先ほどお答え申し上げたとおり、憲法上の象徴としての天皇というぐあいに、具体的にかつ明確にわれわれは認識をしておりますが、一方、アメリカ側から見た場合には、こうした国民の総意に基づくところの象徴としての日本天皇のポジションといえますか、それに対してやや明確な概念を欠いているのではないかとというふうに私は推測いたします。そのところを辺から、一つの元首としての天皇というものをイメージとして持つて、そしてそれが招待につながる、それが共同声明の中にも一、二流れ込んでくるというふうには私は想像をいたしておりますが、しかし、この問題に対してのわが方のためまえば、あくまでも憲法に定める天皇であつて、国事行為としてのものは明確に四条件に規定されたとおり、また外遊ということについては純粋に親善を目的にしたいだくということとして、われわれは公的な天皇の行為として、それを

親善ということの一点に限定してこれを認めたというふうには考えるわけでございます。

○戸叶武君 いまの小坂国務大臣の答弁は名回答です。私はこの問題を研究するために国会関係の全速記録を読みました。日本国憲法に対する正しい解釈をしていられると私が思われるのは、小坂総務長官ただ一人です。残念ながらただ一人です。そこであらためて今度は、瓜生さんが悪いと言

うのじゃないのですけれども、瓜生さんに重ねて御質問いたしますが、日本の天皇のことをいま小坂さんが触れられましたから、小坂回答において一つのあるけじめはついておりますが、外国では元首相当というふうに見ている、それは憲法第七

条で外国の大使、公使を受け、信任状を受けられていて、儀礼的ですが外国からは日本の国の最高の人として日本の天皇を見られる、外国の国王なり大統領は自分と対等の地位に天皇

がおられると考へていて、という答弁をあなたは衆議院段階の国会で答弁しております。あなたのいまの答弁と、率直に言つて、小坂国務大臣の答弁とを比較するならば、私は小坂さんに百点をあげれば、あなたには六十点くらいしかあげられま

せん。私も大学で国家学や政治学を講義していた関係がありますので、点が少しきびしいかもしれ

ないし、あなたの置かれてある立場がやはり宇佐美さんを弁護しなければならぬ、政府とさから

つてはいけないというところにとられ過ぎてい

るので、すまじきものは官仕えで、心ならずも

のようなどにかく発言をしているのだと思ひます

が、いま私はあなたを追及しないが、いま小坂国務大臣が発言したような内容で日本国憲法と天皇

の位置づけを明確化してもよろしいのじゃないかと思ひますが、あなたは異論がございしますか。

○政府委員(瓜生順良君) 私は、先ほど小坂総務長官がお話しになりましたと全然同じ意見を持

つておるものであります。で、いま先生がお読み上げになりました衆議院での私の答弁の要旨であり

ますが、外国がどういふふうに見ているかという

ようなことからその話が出てきておりまして、そ

こであるいはその点数の悪い点が出てくるのかと思ひますが、外国人には何かわかりにくいもので

すから、そういうふうな見方をしているとい

うことを申し上げたのだと思ひます。しかし、

これは日本の憲法において、天皇は象徴であられ

るということをはっきり書いてあります。主権の

存する国民の総意に基づくものであつて、国政に

関する権能を有されないという点も十分承

知をいたしまして仕事を進めておるつもりでござ

います。

○戸叶武君 やはり瓜生さんは官仕えしているだ

けに、すなおです。これ以上は追及しませんが、

制局長官の明敏な頭脳による解釈のほうが正しいという錯覚を、早合点の田中さんですから、のみ

込んでいふと思ひます。

そこで、私は法制局長官に承りたいのでありま

す。あなたは先ほど小坂国務大臣が答弁された内

容をお聞きでございましたでしょうか。――聞い

てない。それじゃよろしゅうございします。

いま国民の大多数の人が心配しているのは、最

近の田中首相並びにその側近の二、三の幕僚の言

動です。日本国憲法をゆがめた解釈、明治の帝国

憲法への逆戻り、憲法改正の布石を打っているの

ではないかという警戒が国民の間にほろいとして

起きております。御承知のように、自民党大会

では、すでに日本国憲法の改正の決議を行ない、

田中首相はその自民党の総裁でありますから、自

民党に忠実ならば憲法改正への道を強引に歩むと

いうこともやむを得ないでしょう。しかしなが

ら、田中首相を総理大臣の位置につけたのは、ど

れだけの金を使つたか知らないが、自民党で総裁

を勝ち取ったときに自動的に総理大臣を位置づけ

られたという錯覚でなく、手続的にはこの国会を

通じて総理大臣は生まれたのであります。国会の

場をはずして、論議を無視して、田中さんの最近

における独走というものは許しがたいものがあり

ます。この際、私は、九日の予算委員会の総括に

おいてあらためて田中さんと対決しますが、自民

党総裁としての田中か、内閣総理大臣としての田

中か、この点を明確にしなければわれわれはこの

日本国憲法を守ることはできないのでありまし

て、内閣総理大臣というものは、天皇それ自身す

らも日本国憲法において規定されておる以上に、

行政府の最高の機関であつて、国会が国の最高の

機関であります。国会を無視した独走を続けるな

らば、自民党総裁に戻つて、私は内閣総理大臣と

しては資格はないから辞表を提出したほうがよい

とすら思つてゐるんですが、これはあらためて田

中さんに言ひますが、ここで問題なのは、田中角

榮さんという、とにかく本人自身が木下藤吉郎か

ら豊臣秀吉、ナポレオンぐらゐに思つてゐるかも

しませんが、この天才的なひらめきと無教養と思われ、二つのものを備えた政治家が日本の今日を指導しているということは残念です。もう少し内閣総理大臣たるものの国会内における言動は、特に憲法上の問題において、内閣総理大臣が国会でこう言ったという記録は裁判や何かのときには必ず問題になります。そのときに、われわれ国会議員としてそれを黙認したとするならば腹切りのものです。命がけで私たちは田中さんと日本国憲法を守るために戦ってみせます。

憲法前文の精神、これは、フランス革命やあるいはドイツのワイマル憲法以上に、国家学者が最高の政治学者でなければ書けない前文です。日本の憲法学者というものは、およそ伊藤博文の魔術にこまかされて、プロシア的な憲法の流れを継承している官僚の手によって、ああでもない、こうでもないという趣旨を厳密に定めたものであると思えます。その他の政治的な問題については私が答え申し上げる限りではございませんが、先ほど憲法改正に關して御発言がございましたので、念のため申し上げておきますが、田中内閣総理大臣は、就任以来、憲法改正の問題に關して国会で御質疑があった場合には、憲法改正は考えておりませんというのを何回も明言をいたしております。

その例として申し上げますならば、衆議院の内閣委員会におきまして、昨年の六月七日でございしますが、「私はいま憲法改正問題を考へておりません。特に、憲法がどのような状態になるうとも、これは国民総意の、国民の大多数というものが賛成をしないような場合に改正はできないわけでありまして、云々」ということを述べております。また、参議院の内閣委員会におきましては、同じく四十八年の九月十七日に「現在、改憲の意思はありません。これは明確にお答えをいたしておきます。改憲という問題は、これは民族的、国家的な問題でございまして、国民の成熟を待ってわれわれが動くべきものであるというふうに考えております。」と、また同年の六月十三日には、参議院

する義務を負うという規定が憲法前文にもあるいは憲法の中にもなされてゐるのに、自民党の党議というものに縛られて憲法維持の憲法上の規定を守らないという点は、この日本の今日における奇怪な政治行動であります。このギャップをどういうふうに、与党の一つの知識人としての小坂さん並びに法制局長官——これは小坂さんよりも法制局長官のほうがいいと思ひますが、法制局長官並びに政治的な面においては小坂さんの答弁をお願いいたします。

○政府委員(吉岡一郎君) 憲法第九十九条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定してございまして、日本国憲法が最高法規であることにかんがみまして、公務員はその実効性を保持することに努力をしなければならぬという趣旨を厳密に定めたものであると思ひます。その他の政治的な問題については私が答え申し上げる限りではございませんが、先ほど憲法改正に關して御発言がございましたので、念のため申し上げておきますが、田中内閣総理大臣は、就任以来、憲法改正の問題に關して国会で御質疑があった場合には、憲法改正は考えておりませんというのを何回も明言をいたしております。

その例として申し上げますならば、衆議院の内閣委員会におきまして、昨年の六月七日でございしますが、「私はいま憲法改正問題を考へておりません。特に、憲法がどのような状態になるうとも、これは国民総意の、国民の大多数というものが賛成をしないような場合に改正はできないわけでありまして、云々」ということを述べております。また、参議院の内閣委員会におきましては、同じく四十八年の九月十七日に「現在、改憲の意思はありません。これは明確にお答えをいたしておきます。改憲という問題は、これは民族的、国家的な問題でございまして、国民の成熟を待ってわれわれが動くべきものであるというふうに考えております。」と、また同年の六月十三日には、参議院

の本会議におきまして、「憲法改正の問題は、国民の総意のおもむくところに従うべきものであり、政府としては、現在、憲法改正を取り上げる考えはありません。」ということをお明言いたしております。

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの法制局長官の御答弁で私は政府としての姿勢は尽きてゐると思ひます。私も閣僚になつたばかりでございしますが、閣僚就任以来、田中総理が公的に、また私的に、ただの一度も現行憲法の改正を口にすることはございせんし、また、そのような雰囲気は何ら私自身は感じておりません。また同時に、憲法改正は現時点においては私はなすべきでないという考え方を持っております。ただ、自民党におきまして、憲法改正ということが一つのスローガンに載つておりますが、これはやはり敗戦によって与えられた憲法であるという一つのいまだに抜きたいイメージと現実が残つてゐる、やはりそうした問題に對しての一つのレジスタンスとして、われわれはその程度として考へておるのである、こうした問題については、やはり日本人としては日本人の一つの考へ方もあるし、感覚もあるし、感情もあるわけでありまして、そうした占領軍及び敗戦によつて与えられたという一つの現実、こうした問題をただ目をつぶつていくというわけにはいかないという一つのきわめて素朴な政治的な感覚ではなからうか。それからもう一つは、憲法改正すると言つておりますが、何をどのようにに変えるかということについてはまだ公表されておられません。その点についても戸叶先生は十分御理解いただけるのではないかと、このように考へます。

○戸叶武君 これまた名答弁です。あまりほめ過ぎや悪いですが、まあ名答弁です。安川駐米大使の錯覚発言、あるいは法眼外務事務次官の首切り、すべてこの天皇訪米の問題をめぐつて真相というものが密室の中に葬り去られておりますが、きよりの官内庁当局並びに小坂国務大臣、法制局長官等の率直な答弁によつて、ある

ところまで私たちはわかつたような気がいたします。そこで、今度は角度を変えて、あらためてお尋ねしますが、天皇訪米というような場合に、一、天皇の御意思によつてこれを決定するのか、二、内閣の助言によつてこれを決定するのか、その意思決定の手続についてお尋ねします。

○政府委員(瓜生順良君) 天皇陛下が御訪米になるといふような問題について、どういふふうにするかといふ手続上のことでございしますが、これはいわゆる天皇陛下が象徴としてのお立場で公にアメリカを御訪問になるといふことでありますので、この皇室に關する国家事務を扱うわれわれとしては、公的なこととしていろいろ検討をいたします。その上部機関に内閣がございしますから、内閣のほうでもそういう点はいろいろ研究をされるということでありまして、

な、一方、天皇陛下の御意思の關係であります。これは實際上おもむかれますのは天皇陛下でありますから、御意思を無視するといふことは、これはこゝろから、そういう点も勘案いたします。しかし、そういう点を勘案しながら最後の形式を申しますのは内閣でございまして、最終的にきまりまゐるわけでありまして、

形式を申しますと、閣議の決定という形でございまして、それまでの間にいろいろの關係方面が協力したり、打ち合わせをしたり、連絡したり、いろいろ進んでいくといふことはございしますが、最終的には閣議でございまして、

○戸叶武君 これも明快答弁です。そういうふうには国民にはつきり順序なり手続を示して、やはり天皇の御意思といふものを尊重するにしても、官内庁と内閣と十分な打ち合わせをやり、最終的に内閣と内閣の責任で問題をきめるといふようなけじめをはつきりしないと、田中さんのような人は動物の直観でぱつと動いちゃうから、あとでは間に合わない、あとではみんながこれを言ひわけするほうに回るからものが乱れちゃうので、やはり一部隊の武將ではあるが、天下の宰相たる

ところまで私たちはわかつたような気がいたします。そこで、今度は角度を変えて、あらためてお尋ねしますが、天皇訪米というような場合に、一、天皇の御意思によつてこれを決定するのか、二、内閣の助言によつてこれを決定するのか、その意思決定の手続についてお尋ねします。

○政府委員(瓜生順良君) 天皇陛下が御訪米になるといふような問題について、どういふふうにするかといふ手続上のことでございしますが、これはいわゆる天皇陛下が象徴としてのお立場で公にアメリカを御訪問になるといふことでありますので、この皇室に關する国家事務を扱うわれわれとしては、公的なこととしていろいろ検討をいたします。その上部機関に内閣がございしますから、内閣のほうでもそういう点はいろいろ研究をされるということでありまして、

な、一方、天皇陛下の御意思の關係であります。これは實際上おもむかれますのは天皇陛下でありますから、御意思を無視するといふことは、これはこゝろから、そういう点も勘案いたします。しかし、そういう点を勘案しながら最後の形式を申しますのは内閣でございまして、最終的にきまりまゐるわけでありまして、

形式を申しますと、閣議の決定という形でございまして、それまでの間にいろいろの關係方面が協力したり、打ち合わせをしたり、連絡したり、いろいろ進んでいくといふことはございしますが、最終的には閣議でございまして、

○戸叶武君 これも明快答弁です。そういうふうには国民にはつきり順序なり手続を示して、やはり天皇の御意思といふものを尊重するにしても、官内庁と内閣と十分な打ち合わせをやり、最終的に内閣と内閣の責任で問題をきめるといふようなけじめをはつきりしないと、田中さんのような人は動物の直観でぱつと動いちゃうから、あとでは間に合わない、あとではみんながこれを言ひわけするほうに回るからものが乱れちゃうので、やはり一部隊の武將ではあるが、天下の宰相たる

資格を少し欠いているやに私は思われる節がある
ので、やはり輔弼の責任は重大であるから、あな
たたちはもつとふんどうを引き締めて、田中さん
を、驛馬を御していかなければいけないと、私は
こう思います。

ところで、いま御承知のように平時ではないで
す。狂瀾怒濤の時代であります。福田さんですら
狂乱物価と言いますが、政治の世界も日本だけ
なく世界的な狂乱状態におちいつております。こ
ういうときに天皇が外国へ行かれるなどというこ
とは、慎重の上にも慎重を要さなければ、問題が
起きたとき一内閣の責任だけでは済まない場合が
あると思うのであります。そこで、田中さんは経
験があると思うんですが、外国を方々歩いた、こ
の間のタイで起きたできごと、あるいはインドネ
シアで起きたできごと、まあ何か起きるかもしれ
ないけれども、田中さんのあはれはいとこころだ
が、田中さんだからあれで済んだけれども、天皇
の場合は、あれはどうなつたでしょう。私は、い
まの情報というものを、大体宮内庁でも内閣でも
外務官僚だけにたよっているが、外務官僚は、や
はりなるたけ責任をかぶらないようにという、今
度のあの錯覚発言においても見られるように、だ
れが責任をとったのかわからないような御殿女中
的な処理方式をやっております。それは近代政治
においては非常に遺憾です。やっぱり、いい悪い
は、人間だから間違ひがあるんで、間違つたらあ
やまる、責任をとると、もつと淡白にやるべきで
あって、陰湿な面があるが、一つは、外務省にお
いては、アメリカやイギリスやフランスなんかを
比較してみても、問題にならないほど過労で、小
人数で、情報キャッチなどというゆとりはないん
です。

私は、この際、田中さんだけの問題じゃないで
す、石油ショックでもニクソンショックでもドル
ショックでも、みんな一部の者で、ドルショック
があれば柏木さんと鳩山さんが論争をやつて、何
が何やらわからない、日本は、二千億か三千億
か、わけわからないうちにアメリカに義理立てし

て金が吹っ飛んじやつた。外国じやないへんなこ
とです。こういうことがすべて不問に付せられ
る。ここに非近代的な日本のガバメントの欠陥が
ある。こういう点から、特に私は、情報室という
ものは内閣直屬か、まあいままのころ総務長官な
んかなら感覚がいいから、あそこいらにするか、
あるいは外務省にするか、やはり在野の新聞記者
なり評論家なり学者なり実業家なり、とにかく一
芸にひいてた者を在外公館の中に、独立した機関
としてもいいから、情報室は——情報化時代なん
です。旧式なコンピュータじゃだめなんです。
やっぱり情報化時代にふさわしい正確な動きとい
うものをキャッチしてないと、政治、経済、何に
でも私は立ちおくれと思うんです。火事が起き
てから、それ消防ポンプだ、拍子木だと言うのと
同じだと思うんです。

このことはすでに戦時中に、近衛ブレンであ
つた私の先輩の緒方竹虎さんなり、あるいは共同
通信、時事通信の先輩であつた古野伊之助氏らが
進言したが、戦争中であるから変なスパイ活動で
もされてはという点もあり、うやむやにされまし
たが、緒方さんにしても古野さんにしても、国際
的な感覚を持った稀世の人であつて、そんなけちな
ことは考へてなかつたと思ひますが、いまこそ私
は——宮内庁だつてそうなんです。いつもとにかくこ
れは、いまの外務省から情報を取つたんでは大体
間違ひにいきます。違ひほうへ張つたほうが安全
です。そういうことになつて責任は全部宮内庁が
とらせられたんじやたまったもんじやない。まあ
田中さんだからよかつたけど、そういう点で、こ
の機会に一つの記念事業としてでも、少し政党政
派や位階勲等や官僚的なシステムにこだわらな
い、アメリカでキンシンジャーを活用したような
形、キンシンジャーだけじゃない、ライシャワー
でも活用したように、もつと人材を生かして、古
ばけた官僚組織の中に凍結しないように、ひとつ
ガバメントの運営の面をもう少し直していつても
いいと思ひますが、これは小坂さんだけの
力じやなかかなできないと思ひますが、内閣の

閣議で問題を提示するぐらいなことは小坂さんは
勇気があるからやつてくれると思ひますが、御
見解を承つておきます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの戸叶委員
の御発言は全く私は同感であります。同時にま
た、現在の日本をめぐる世界の情勢のみならず、
国内におきましても、これは異常な事態であると
考えるわけでありまして、そうした面から見ま
す、国内はさることながら、国外におきま
す、石油関係をはじめ、現在の米との関係あるいは
中国の関係等も考えただけでも、実に激動やむと
ころを知らないような状態でございまして、こ
うした情勢に対処するには、御指摘のとおり、正
しい情報、正確な情報、しかも価値のある、精
度の高い情報が必要であると思ひますが、そ
うしたことに対してのかまえて、あるいは現時点
において幾多の反省すべき点があることを私も痛
感をいたすわけでございまして、機会を見ま
して、そのような努力をいたしたいと思ひます。

○戸叶武君 これは小坂さんだけに重荷をしよ
せておいてはいけません、瓜生さんにお尋ね
します。

日本の天皇と外国の皇帝及び王とは、置かれて
いる地位及び立場が異なつておるのであります。
前に小坂さんが述べられ、あなたも賛意を表した
ように、外国人は、日本の憲法にしろ、天皇のあ
り方にしろ、これを理解するのは一朝一夕には困
難だ。困難だからまあわかりやすくというのが問
違ひのもので、イソップ物語もやはり子供にわか
るようになつて、子供にはわからない面が
あるんですから、いわんや日本国憲法のような遠
大の夢を将来に託した憲法が外国でわからない場
合もあると思ひますけれども、日本国憲法の中に
おける天皇の位置づけ、主権者としての国民の責
任——行政官庁としての内閣が思ひ上がつて、主
権者としての人民すなわち国民なり、民族統合の
象徴としての天皇をないがしろにして、蘇我入鹿
やあるいは弓削道鏡や徳川幕府のようなおごりを
やると、昭和維新というものの中においては、大化

の改新や明治維新よりもきびしい制裁を受ける怒
りが国民の中に秘められていてということを中心
として、やはりまつりごとをとる者は考へてもらいた
いと思ひます。そこで、あまり窮屈なことばかり
言いませんが、現実には国連加盟の国家の中にお
いても、この一、二年の間に王制の国家が二つほど
変更を見ております。ギリシアやタイやエチオ
ピアにおいても深刻な紛争が起きております。先般
タイが、あの田中さんが行った前後におけるよう
なあらしの中に置かれたときに、あの危機を調整
したのはタイの王さまであります。たいしたもの
だと言われておりますが、それは海外を放浪して
苦勞を重ねたからあの難局に対処できたのであり
ます。天皇や皇太子だけじゃなく、側近にある人
も、瓜生さんあたりも、もう一つ感覚をやはり変
える意味において、タイなりいまのエチオピアな
り、その他の国がどういうふうになつていくか、
たとえはトルコの近代革命をやつたアタチュルク
のケマル・パシャが、宗教と政治を分離し、あれ
ほど王さま崇拝の絶対君主国においてイギリス帝
国主義のからいたる王をマルタ島に追放せざる
を得なくなつた五十年前の革命というものは、日
本の明治維新を學んで明治維新以上に前進しなけ
ればならなかつたという点は那邊にあるか、日本
の技術で、石川島播磨の技術と西ドイツの協力
で、イスタンブールにおいて今度東西の橋がかけれ
て、四月あたりにはたしかその祝ひがあるが、そ
ういうふうな機会にでもひとつ行つて見てごらん
なさい。中近東で物の面の油だけをさがしているん
じや、油のみでは国益の物語の主人公にはなれる
かしらなさい、日本の国民の心を復活することは
私はできないと思ひますので、そういう点にお
いて、グローバルな時代にもつと——あんまり窮屈
な、天皇がせつかく、おれは人間だ、窮屈なこと
はいやだと言つて宣言を發したのに、またもう一
度冷凍倉庫の中に入れるようなことはしないよう
に、もつとおおらかな精神というのが私は日本精
神だと思ひますが、これはあなたの意図いかに
を問はず、いまのような、宮中がだんだん甲ら

かぶつて、そしてあの排気ガスの中心に閉じこもっているような形ではいい考えは起きませんよ。私は、そういう意味において、まだ天皇にもお子さんもいるんだし、もつと身軽な人なり何なりに解放して、タイの困難を救ったあの王さまぐらいな役割りではできるだけいいの人物を、少し骨太の人物をやはりつくつてもいいと思います、どうでしょう。

○政府委員(瓜生順良君) いろいろ御貴重な御意見を拝聴して感謝いたしておりますが、外国の皇帝、国王と日本の天皇は非常に違つておられる点も十分承知してないといかぬと思つております。

す。タイの国王のことについてはいろいろお話がありました。またエチオピアの皇帝のことについてもお話がありました。が、やはりそういう方は主権を持っておられる方でありまして、そういう点では、日本の天皇のように象徴であられて、国政に關する権能を有されないというのとは、だいぶ違つておられますので、そういう点を十分承知しながら、しかし人間的な点、そういう点で参考になる点はわれわれとしてもその点を十分参考者にして、いまおつしやいましたように、お若い方方について人間的にりつぱに伸びていけるようにと考えるというふうな努力をしなければいけないと思つております。で、いまの天皇陛下は、われわれから見て人間的に非常に敬服いたしておりますが、さらにお若い方にも、それに劣らないように、また新しい時代に即応した、また別の意味のりつぱな人間として成長されますように、われわれも陰ながらできるだけの御奉仕をしたいと思つております。

○戸叶武君　そういう意味において、日本国は国民が主権者であります。問題は、日本の主権者が民主政治を確立するためにもっと責任を持てるような民主的基盤をつくり上げることが今日の急務であって、一内閣なり一天皇なりが、この日本の民主国家、平和国家としての基盤を自分にまかせるといふような田中の暴走は許しがないところに来てきているのでありまして、そういう意味に

おいて、私は、日本の天皇というものは国民統合の象徴であるが、その象徴というふくらみを持ちながら、権力を持たないで、徳をもって、謙虚な形で国民の動向を察知して流れを停滯させないような潤滑油的な役割りをする必要があります、これが一番私はとうとい仕事ではないかと思うのですが、それを、後醍醐天皇の失敗も、建武中興の失敗は我慙にとらわれたからだといつて、あの当時の歴史家というのはきびしく、北畠親房の歴史観でも、梅松論でも、遠慮会釈もなく歴史はこれをさばいておりますが、やはり私は、いまの宮内庁には若干の改革が必要だと思ふ。

明治天皇がよかつたのは、若くして——おとうさんは病気で死なれたんだらうが、あのずるい権謀術策のマキャベリスのお公家に毒殺されたのではありませんかという風説まであつたが、徳川家のために忠勤を励んだ山岡鉄舟のような硬骨漢を側近に置いて、相撲が好きで、相撲をやるうといえは腰が抜けるほどぶち投げられた、こういう硬骨の士が天皇側近にいたことが、私は明治天皇には幸福だったのじゃないかと思う。いまあんまり、はれものにさわるようにしていったら、ろくなものも育たぬと言つちやいけませんけど、ひ弱い、もしみたないなものばかりが育つてしまふ。私は、天皇も人間なんだし、皇太子も人間なんだし、やっぱり人間として一つの欠けたものができ上がるのじゃないかと思うのです。率直に言つて、私は、宮内庁あたりはもつと、たとえば天皇が生物なり植物なり、そういうものの研究が盛んだとすれば、世界に類例のないような微生物の研究なり、プランクトンの研究なり、そういうものをす

べきだし、皇后が画が好きだというならば、やっぱり庶民の中に天才は埋もれているんです。そういう人たちの画を、天才をどうやって見出すかということをすべきだし、また、三笠宮のように紀元節に反対だというような歴史観を持ってオリエントの古代史を研究する人も皇室の一部にいます。いうことは存在の意義があるのです。そういう多様な、バラエティに富んだ日本の皇室というのは、

おもしろいなど。問題は、魅力がなけりや、存在の意義はないのです。そういうものに私はさせたいと思うのです。

そこで私は、天皇というものを日本の憲法だけで拘束するだけでなく、みずから——この狂瀾怒濤の時代において東西南北の十字路に日本は立たせられているのです。十字架を帯びているんです。その中において私たちは日本の進む方向を方

向づけるためには、日本憲法に盛られている、こ
うぞと思われる理想をほんとうに守って具現する
ものはたれか。もう日本の国民だけを従えてたん
じゃ日本の国はもたないのです。世界の人々の心

を打つようなミリタントなヒューマニズムというものが日本の中に流れなければ、普通な形の多神教的な日本の宗教から見ても、キリスト教やファイ教のように、一神教がすぐれているといえない

がら、アラブ、イスラエルのあの残酷な、二千年以上にわたる争いを見るならば、宗教というものがいかにはかないかということとわれわれは感じさせられる。もっと私は常識的な、日本の英知に

訴えながら、世界を救う、宗教とか権力とかというものでなくて、人々の心をつつような道義的な力というものがやはり世界の人々を納得させるような時代が来る、そういうことに確信しております。

すので、あまり小さな尺度でもってはおかつて、当座間に合うような、天皇を引きずりおろして政治的に利用することだけはごめんこうむりたいと、こういうふうに思いますので、特に国際紛争の中

には絶対に巻き込まれないようにさせてもらいた
いと、この一点だけを小坂さんに答弁願います。
○国務大臣(小坂徳三郎君) 全く仰せのとおりだ
と私思います。国際紛争の中に天皇を巻き込ま

て、それが日本のみならず世界じゅうのために役に立つということはあり得ないわけであります。特にそうした点について慎重にわれわれといたしましては考えなければならぬ。また、御外遊に

つきましても、やはりむしろ平和な時期を選び、平和な時点に、特に私などの個人的な見解でございしますが、憲法九条を持つような国の象徴天皇と

いう方が、實際人間としての思つかいをするがら世界じゅうを歩いていただくということはすばらしいことだと私は思うのでございまして、そうした意味での御外遊ということには積極的に私らは考えてまいりたいと思いますが、いま御指摘のような、国際紛争の中の最も熱いクリを拾うような場所に陛下に出でいただくことは慎むべきだというふうに考えます。

○戸叶武君　それでやっと少し安心しました。が、しかし、自民党の中にはいろいろな人があって、元気なのは石原慎太郎なんて方が、あの青嵐会の幹事長ですが、なかなか、統一された哲学はない

けど、ひらめきはやっぱり戦後派のおもしろさがあるんですが、彼が雑誌「自由」の四月号にこういうことを書いています。「日本の道義」です。その論文の中に、石原慎太郎さんは、「私は天皇は、

新憲法發布の際、或いはサンフランシスコ条約が締結され日本が再び独立国として出発した時、自ら退位されるべきであつたと思う。」——天皇退位説をぶっているんです。そのあとで、風聞すれば

天皇は退位を望まれたが新しい憲法の制約でそれを許されなかったと、問題を投げかけております。さようなことがあったかかったかは、一番知っているのはやはり宮内庁の瓜生さんと思います。

すが、この間の消息はいかがなものでしょうか。

○政府委員(瓜生順良君)　まあ、石原さんがどういうような資料でそういうふうにお書きになつてゐるか、ちよつと存じませんのですけれども、想

像しますと、天皇陛下が終戦後、昭和二十年の秋、連合軍司令部のマツカーサー元帥を御訪問になつております。その際に、この戦争に関して自分分は、責任を十分とていいと、自分の身はどう

なってもよろしいというようなおことをおつしやつたというのが出ております。これは、幣原さんがマツカースー元帥をその後訪問された際にマツカースーから聞いたということ、雑誌なんかで紹

介されておる記事があります。それを私が存じております。そういうようなことを、あるいは石原さんは、もとにしてそういうふうにかかれたんじ

やないかと思ひますが、しかし、新しい憲法がで
きます際、これは当時まあ占領下でありました
が、まあ民主主義、平和主義というものを十分含
んだ、これを将来に保証できるような新しい憲法
をつくるということ、まあ司令部側の意向もあ
りましたし、日本側もいろいろ研究して、新しい
憲法ができました。その新しい憲法の中で、天皇
の問題につきましても、皇位は、世襲のものであ
り、国会の議決した皇室典範の定めるところに
より、これを継承する」というふうな条文があり
まして、皇室典範におきましてはこの皇位世襲の
ことをきめております。その際に、この皇室典範
の第四条には、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直
ちに即位する」とのみ定められて、退位をさ
れるというところは認められないという規定にな
つております。要するに終身天皇であられる
と、もしも心身に重大な故障があられば摂政を
置かれるということであつて、終身天皇であられ
ると、退位というのは認められない規定になつて
おります。これはやはりその当時いろいろ検討さ
れて、先ほど申しましたような新しい憲法をつく
るという精神も基本に置きながら考えられたもの
が、こうした結論を出されたものと私は存じてお
ります。で、こうしたたてまえは現在においても
尊重すべきものであるというふうな考えでござい
ます。石原さんの御意見は御意見として、そうい
う御意見の方もまた相当あるのかと思ひますが、
しかし、私たちといたしましては、この新憲法並
びにこれに基づく皇室典範のこの精神を尊重した
と思つております。

上追及しませんが、そこで、終身天皇、摂政とい
うことのあり方もわかりましたが、ここで私は一
つ新しく問題を提起します。
皇太子がことしの正月に不惑の年に達したとい
う御心境を述べられました。不惑の年というのは
四十に達したという感想かと思ひます。日本国憲
法八十八条によりますと、「すべて皇室財産は、国
に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して
国会の議決を経なければならぬ」ということにな
つておりますが、ここで皇室に関する経済の問
題に入るにあつて、皇室経済法は第三条に、予
算に計上される費用は、内廷費、官廷費、皇族費
と三つに分けられていますが、内廷費は天皇、皇
后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、現
在七方でありますか。

○政府委員(瓜生順良君) 七方でございます。
○戸叶武君 そこで、天皇も国民の一人でござい
ますが、われわれ一般国民の家庭においては、長
男が四十歳ぐらいに達した場合には、大体三十前
後から独立の生計を営むというふうな形におい
て、経済的にも独立した家計の運営を行なつてい
るのが通例となつていますが、国民一般の基準を
皇室に当てはめることはどうかと思ひますけれど
も、皇室では、不惑の年に達した皇太子の皇室に
おける家族七人のうち、天皇、皇后を除いたほか
の五人までは皇太子の一般的な通念で言うならば
家族ですが、大家族においてはもちろん両親とい
うものも含まれていますが、そこいらの関係はど
うなつておりますか。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費は、先ほど
もお尋ねがあつて申し上げましたように、天皇、
皇后両陛下、それから皇太子、同妃両陛下、それ
から浩宮さま、礼宮さま、紀宮さまと、七方の私
的な面の日常の諸経費ということになるわけであ
ります。それで、皇太子殿下のほうの御一家の分
もその中に一緒に含まれておりますが、しかし
御生活は東宮御所と、別途のところで御生活にな
つておりまして、その内廷費のうちでお内輪的に
予算を立てる際に、皇太子殿下のほうの必要な
はこれぐらいという大体の計算はいたしておりま
して、いわゆる部屋住み的なつておられる生活
をなさつていらっしゃるようなことではないのでご
ざいます。

○戸叶武君 私が心配したのは、一番最後のところ
のどうも居るうらうとか部屋住みというのにつ
らから、そういう生活をされていちゃ気の毒だ
と思ひましたが、そうでないというから、これ以
上問う必要はないと思ひますが、そこで、天皇、
皇后が先般金婚式をお迎えになつた。金婚式まで
は簡単にいくが、なかなか金婚式までいく人は少
ないもので、皇室においても前例がなかったなど
と新聞は報じておりますが、前例はあったんでし
ょうか、いままでになつたのでしょうか、瓜生さ
んどうですか。

○政府委員(瓜生順良君) 歴史家に調査をしても
らいましたところ、現職の天皇、皇后両陛下のよ
うなお立場におられて金婚式を迎えられた方は、
日本の皇室の歴史にはないわけでありまして、
○戸叶武君 これは、いまの天皇が狂瀾怒濤のあ
らしの中にあつて無心で謙虚で、政治的な何らの
野望を持たない権力欲のない方だから、そういう
非情な——政治というものは非情です。大平さん
が、これはほんとうかうお感じなさい、あると
ころで、おれがもう少しこうだったら政治家にな
らなかつたんだがなといつて漏らしたのを週刊
誌が何かに書いてありましたが、冷酷非情の世界
です。日本の皇室を見て、おそろしいのはいまの天
皇が初めて——ずいぶん殺されたり何かして、ひ
どいものです。あの梅原猛さんの「隠された十字
架」の「法隆寺論」の研究を見ればわかりますよ
うに、聖徳太子一家なんかは、山背大兄皇子が天
皇、皇后にかつがれたばかりに、一族十七人
まで土地着きの氏族勢力によつてせん滅されてお
ります。最近井上さんが書かれた「後白河院」を
見てもわかりますように、保元、平治の乱のあさ
ましい修羅の世界というものは、白河天皇、後白
河天皇、鳥羽上皇、崇徳天皇をめぐる血で血を洗
うようなあさましい姿というものは、皇室をめぐ

つての政治権力の争奪戦というものがあのような
世界を生み出したんで、あんな世界にいてはとて
もかなわぬというので逃げ出したのが西行です
が、武門の名門に生まれながら、藤原秀郷の九世
か十世ですが、二十三歳の有能な人物が早もう室
息するような世界から逃げ出すような苦しい時
代がいまの日本を襲うていと思ひます。教育の
場と政治の場が日本民族をささえる二大支柱であ
るが、金がなければ大学にも入れない。権力を持
つていけば金が集まる。どんな悪いことをして
も、大きな悪いことをしたんらふ縛られない
。法律などできめられているが、今度の参議院
選挙では市川さんあたりの調べによると、自民党
ではおそろしく一億円、二億円ぐらいかかるんじ
やないかと、こんなことが平気でなつてい
。よほどずうずうしいやつか押しの強いやつでなけ
れば政治の世界には生きていけないようなものが
出てきています。これはこんなことがいつまでも続
きつこないです。だから、石原慎太郎君の発言
で、私は石原慎太郎君というのはいさむら右だと思
つたが、右か左かわかんなくなつちやつたと思
つたら、よく見たら、われわれと違つて、私なん
かは明治の生まれで、しかも明治三十六年二月十
一日という昔の紀元節に生まれたんだが、小学校
のときは神武天皇の落し子だんかといひやがさ
れましたが、(笑)それほどじゃありませんが、
やはりこの石原慎太郎君の生まれた昭和七年の年
は日本のフアンシズムの台頭期です。

昭和五年にあれほどまじめな浜口さんがデフレ
政策をやつたばかりに右翼に殺されていまして、昭
和七年二月九日には井上準之助が殺されてい
ドル買ひ。また、その後団琢磨が殺されてい
血盟団事件、五・一五事件というものが——私は
大学へ戻るのがいやで、緒方さんにおだてられて
朝日新聞の社会部に入つておりましたが、何にも
仕事はしなかつたけれども、間違つて井上準之助
が殺されたときに特だねを取つて、特だねを取る
と中の新聞記者からあとでつきあひがされないか
ら黙つていましたけれども、私は現場を踏んだか

○戸叶武君 それで、石原さんが問題を提示した
天皇退位説と、石原さんはその次に摂政の問題に
も触れておりまして、「もし天皇が退位され、幼い
皇太子が誰か摂政をつけて即位されていたら、幼
い新帝を擁立した日本人の多くが、新しくより強
い連帯感で戦後を開き、新しい天皇の年令が新し
い日本の社会の「云々」というふうに述べておりま
すが、これは参考だけで、石原さんと私は見解を
異にするし、あなたも見解を異にするからこれ以

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費は、先ほど
もお尋ねがあつて申し上げましたように、天皇、
皇后両陛下、それから皇太子、同妃両陛下、それ
から浩宮さま、礼宮さま、紀宮さまと、七方の私
的な面の日常の諸経費ということになるわけであ
ります。それで、皇太子殿下のほうの御一家の分
もその中に一緒に含まれておりますが、しかし
御生活は東宮御所と、別途のところで御生活にな
つておりまして、その内廷費のうちでお内輪的に
予算を立てる際に、皇太子殿下のほうの必要な

○戸叶武君 それで、石原さんが問題を提示した
天皇退位説と、石原さんはその次に摂政の問題に
も触れておりまして、「もし天皇が退位され、幼い
皇太子が誰か摂政をつけて即位されていたら、幼
い新帝を擁立した日本人の多くが、新しくより強
い連帯感で戦後を開き、新しい天皇の年令が新し
い日本の社会の「云々」というふうに述べておりま
すが、これは参考だけで、石原さんと私は見解を
異にするし、あなたも見解を異にするからこれ以

らあれがわかったんで、まさかあのときに無名の青年が選挙の立ち会い演説会場で前大蔵大臣の井上準之助を殺すとは思わなかった。こつ然として起きたんです。尾崎行雄と同じく憲政の神とまでうたわれた犬養毅が首相官邸において、話せば、語ればわかると言ったことが間に合わないうちに軍部に射殺されておる。起きてからではすべて間に合いませんが、昭和七年からことしは幾年ですか。一九二九年の世界経済恐慌と一九三二年の世界金融恐慌の時代、あのあらしの時代私はヨーロッパにおり、日本にも帰ってきまして、多くの人は非常に身近な危機感だけをつかまえて、石油の問題はメジャーとよく裏でキッシンジャーとニクソンも話しているだろうからこれは片づくよと、石油の問題は片づくでしょう。日本の円の問題は、なに隠しドルが七十億や八十億あるし、外国にもずいぶん投資してあるんだから、それほど心配しなくても通貨の安定はできる、これはおとなの経済学者の言っていることでしょう。しかし、おさまらないのは人心の荒廃です。物の面からだけ見ていたいへんだが、やはり田中さんでもストレス解消の意味において寒風でもってゴルフをやったけれど、あの寒風に当たるといのが人体には悪いんです。それで口がひん曲がってしまったんです。神経痛というのはこれは無知からくるんです。やはりこういう形でいま私は非常に危機感を感じておるんです。

問題は、金婚式に戻りますが、金婚式の問題はまあそつとしておいて、要するに元号の問題が、改元の問題がやはり取り上げられております。これも天皇一代という元号制が確立しているから見ますから、やはりいままでどおりに、次の天皇になられても元号というものを設けて西洋暦と併行していくつもりですか。どういうふうな段取りになつていきますか。これはなかなか小坂さんか瓜生さんでも答えられないかな。まあ小坂さんはじょうずだから……。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 現状と同じような——私のまだ個人的な見解でございますが、元

号は将来とも存続すべきものであると。したがって、現在と同様に国際関係の文書、歴史の教科書等には当然西暦が併用されるという形で、現状のまま進むのがよいのではないかと考えます。

○戸叶武君 まあ、そういうところが常識的なお考え方の方です。

日本国の憲法と天皇の位置づけについても突っ込んで私心配があるので質問しますが、これは田中総理大臣に質問するのが本格的な質問と思えますけれども、田中さんのこの間の発言の中において、われわれ野党が——これは社会党だけじゃないです。野党こそつて——田中首相は最近「日の丸」の国旗掲揚、「君が代」の斉唱を法律で定めて規整する、教育勅語を復活するというふうに強調しております。現代の道義的な規範というものをどうして明治の日本帝国憲法感覚で教育勅語にまでさかのぼらなければいけないのかどうか。どうもあの人はやはり小学校時代の秀才だったから、あの時分の教育からいまだ解放されていない。もの覚えがいいほうなんだそうですが、解放されていないから、こういう不可解な言動をするんだと思えますが、田中首相の国会発言は、あの人の例によつての思いつき発言かと思つたら、彼がこの閣国会において、文部省や総理府とも打ち合わせた上で発言したと云うので、これは内閣全体の責任だと思ふんですが、小坂さん、このことは私は相当きびしいですよ。ひとつ答弁願いたい。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 田中首相の「日の丸」と国旗のことについてのある程度のコメントは、先般の参議院の予算委員会とときに私も出席しておりますので聞きました。それは事実でございますが、教育勅語のほうのことは全く私は存じておりません。と同時に、ただいまお話がございまして、総理府と文部省等と打ち合わせをして発言をしたと言われたそうではありますが、私自身にはこの国旗の問題並びに国歌の問題等についての総理からの積極的な意思表示はいまだ一回も聞い

たことがございません。また、事務当局におきましても、聞きましたが、そうした事実はないかという答えでございます。何かの間違ひではないかというふうに思ひます。

○戸叶武君 これまた名答弁ですから、それ以上追及しません。しかし、私は小坂さんの言うことは信ずるが、田中さんの言うことはあぶなくて信

じられない。どうもやはり身びいきで、小坂さんも憲法改正の発言はしてないと言いが、小坂さんが国務大臣になつてから気をつけているのかしれないが、去年あたりからの田中さんの暴走ぶりを見てみると、一昨年のとにかく日中国交正常化まではなかなかやるわい——われわれはずいぶん苦勞して、中国を除いてアジア問題の解決はないという形で若いときから中国問題に腐心してきたが、トンビに油あげをさらわれるように、あれよあれよという間に田中さんは問題を片づけていったが、それに、調子に乗つてかどうか、去年のころから小選挙区制を強行する。あのやり方は、だれが見ても、小選挙区制によつて外堀を埋めなければ憲法改正はできないという着想から、憲法改正の外堀を埋めるための小選挙区制度だといふので、野党こそつて——野党にもなかなか、野党ほど個性が強いので一致団結できないが、田中さんのおかげで野党が護憲勢力という形において昨年から結集して、いまだくずれずその体制を何とか維持しているのですが、これは私はこの打ち出し方を見るとただごとではない。国民全体が、どこへ行つても聞く、田中さんは少しどうかしやつたんじゃないかと言ひながら、うん、あんまりつまらないこと言ひながら口がひん曲がったとは言つていますけれども、これは口がひん曲がった程度では片づかない。これは田中さんと——まああなたに言つても、あなたは承知しないんだからしかたがないから、吉田さんだって相談にあずかっていたにしろ、とにかく国会における言動、異常です。あれ、病院にでも入れなやだめです。日教組攻撃、共産党攻撃、「日の丸」の国旗掲揚、「君が代」の斉唱、教育勅語、まあ気のきいた

右翼でもこれはこつ恥ずかしくて言えないようなことを平気でやっているが、これは何か私は右翼の一部から強圧を受けて心が乱れたんじゃないかなというふうにとんたくする面もあるんです。台湾あたりにしきりに右翼の犬もものが往來しておりますので、国際情勢の中には非常にきびしいものがあるが、一國の総理大臣となつたならば、天皇御自身ですら日本国の将来のためならば命も要らない、何にも要らないというふうにはだを投げ出しているような時世に、自分の政權を維持するために、自分の命ほしさに心の乱れを起こしているような人物は一國の宰相たる資格は私はないと思ひます。このようなことは日本国民だけではない。タイ、インドネシアであれほどひどい目にあつてから反省したと思つたが、あれはエコノミカルアニマルの経済人がやつたことだと彼は思つておるんでしようが、諸外国は日本の近代国家をつくり上げた偉業及び最近におけるこの近代国家になつた、よい悪いにしても実績というものを踏まえて、日本から学ばうとする面と、もう一つは日本の軍国主義の復活、帝国主義の復活というのに対して神経質なほど神経を痛めておるときに、田中さんのような総理大臣が暴走に暴走を続けておるならば、この驕馬に主権者である国民も落とされ、場合によつては皇室も迷惑を受けるというやうな事態が起きてからでは間に合わないから、自民党の中にも少しは気のきいた人間があるんだらうから、これはやはり田中さんにきびしい忠告を、一人の重盛ぐらいの常識を持つた者はいらぬと思ひますから、やらないと、いまのやうな国会発言をやれば、国会の中で、決議で首を取りますよ。

かつて憲政の神とまであがめられた尾崎行雄先生が、大正二年、あの二個師団増設の問題や何かをめぐつて軍部が政權をとり、明治天皇がなくなつて大正に改元するどさくさに、府中から入つて政權を握つた桂内閣に対して、尾崎行雄さんは帝国憲法の時代に「彼らは忠君愛國を自分の一手専売のごとく唱えておりますが、そのなすところ

るを見れば、常に玉座の陰に隠れて政敵を狙撃するがとき挙動をとっているのである。彼らは玉座をもつて胸壁となし、詔勅をもつて弾丸にかえて政敵を倒さんとするものでないか」と演説しております。あの明治憲法の制約の中にあつてすら自由民権の伝統の中に育った尾崎さんはこれだけのことを言っています。これはやはり私は心しなければならぬ。絶対主義的な国家体制をつくらんとするものと、民主的國家、平和國家を維持せんとする議院勢力が、いまのままでいけば激しい衝突を起すことは火を見るより明らかであります。

私は、いま時間を少し引き延ばしているのは、何とかの都合で宮内庁長官が午前中信任状捧呈式が二件ありますので、十二時二十分ごろ出席するといふので、五分なり何なり締めくくり質問したいと思つて待つていたのですが、こういふふう

に、田中さんは心得てないかもしれないけれども、民心は荒廢し、国会の二十数年におたる政權を斷するといふ例は、南北戦争以後におけるアメリカ、イギリスの近代議會政治に轉換する前のウォルポール政權以外にほとんど例を見ないので、いま自民黨幕府の政權たらい回しの政權によつて、日本の國は柳沢、田沼の悪政以上にとかく腐れただれておる。大石良雄でなくとも台閣の悪政に對して一撃を加えなかならぬといふ者が輩出しなかつても限らないのです。大石良雄の行動は王陽明學を學んだやつです。ただ單なるかたき討ちではありません。庶民がこれをもちてはやしたの

は、悪政に對する庶民の怒りを代表して突破路を、権力に与えた一撃であるところに忠臣蔵がもてはやされたのであります。近代資本主義が生まれる前におけるうづつたるこの徳川幕府の時代における變革のきざし、これと同じようなものが昭和元祿の底流にも流れているということを私たちはここで考えなかならないと思ひます。

いま、委員長に、いろいろこまかいこともありますが、宇佐美さんが来るのは十二時二十分ですから、二十分に來たら五分で私はやめますが、そ

れまでやつていてよろしうございますか。――

それでは、實際は、私は宇佐美さんが早く來ることを一日千秋の思ひで待つていたのですが……それは、日本の平和憲法といわれる現行憲法の源流は、聖德太子の十七條憲法の和の哲學から發しているといふかたい信念を私は持つてゐるのであります。このことを佐藤内閣の末期に、私はち

ようど三年前の七月二十二日に、予算委員會でも一部分、二、三分引用したら、引用が足りないで、歴史學の權威者や歌森太郎君、あのくらゐならわかつてもらえらと思つたら、和歌森太郎君が受けて、毎日新聞で聖德太子のことをけなして彼が書いていたときで、私までついでにやり玉に上げられましたが、聞き違ひであつたといふので、あとは訂正しておりますけれども。

聖德太子の置かれた時代は、いまよりいやな時代だつたのです。現に天皇が二人も殺されてゐる。天皇の後継者になる者が片端から殺されていくといふ時代でありましたが、彼が三十一歳かそれの若さであつただけの憲法がつくれるはずはありません。高句麗の高僧の慈悲なり、百濟から來た五經博士の覺智なり、海外から日本に渡つてきた、あるいは亡命してきた學者を集めて、彼らから學んで、そしてつくり上げたのがあの十七條憲法であり、十七條といふものは維摩詰の十七條

條になぞらえたものであつて、聖德太子の根柢にある思想といふものは――お釈迦さんが、坊さんにならなければいけませんといふといつて、市井の中にいた德行を積んだ維摩詰を高く評價しておりますが、あの維摩詰の維摩詰に於いて、維摩詰と釈迦の弟子の文殊菩薩との問答の中にある梵の哲學を把握したゆゑに、あれほどエリート中のエリートでありながらも、エリートという觀念を捨てて、庶民とともに日本の和を保とうという精神をぶち込んでゐるのです。十七條憲法の第一條に「和をもつて貴しとなす」と、和の政治哲學の基本原理を明示し、これに「さかろうことなきをむねとせよ」とさとし、その次に、しかしながら

「人みな党ありてさとれるもの少なし」と、いまの日本と同じです。自民黨だ、社會黨だ、公明黨だ、共產黨だ、民社黨だ――立場立場によつてみんなそれぞれの立場を主張しております。當時はもつと素朴でひどかつた。當時の人々が飛鳥朝時代の豪族連合体制、國家体制のもとにあつて、おののそれぞれ徒黨を組んでゐる現状認識の上に立つて「ししかれども、上やわらぎ下むつて事を論ずるにかなはず、則ち事理おのずから通じ、何事か成らざらむ」と斷定しております。これはコミニケーション、ディスカッション、對話を通じて平和裏に變革は行なわなければならないといふあの革命期における彼の哲學の見解だと思ひます。

彼が摂政になつて九年目のときですか、神武紀元をつくり上げたときも、周易を研究した上、變革の時代に直面してゐる、武力革命が行なわれるであろうといふ予感におののきながら、六十一年の二十一回転した千二百六十年前に、西暦六〇一年よりさかのぼつた千二百六十年前に神武即位の日を決定した。こういふふうな形において武力革命の、大陸の武力的な相克の時代、国内の閥族の相克の時代のまっただ中に立つて、そして彼が、憲法十七條の十條、これが中心ですが、「いかり（怒）を絶ち」――心の怒り、「いかり（腹）を棄てて」――目の怒り、「一人のたがうを怒らざれば、彼れ是なれば即ち我れ非なり、我れ是なれば即ち彼れ非なり、我れ必ずしも聖にあらず、彼れ必ずしも愚にあらず、共にこれ凡夫のみ、是非のことわり、たれか能く定むべけんや、相ともに賢愚なること、わ（鑑）の端なきが如し、これをもちて彼の人いかにといへども、かえつて我が失を恐れ、我れひとり得たりといへども、衆に従つて同じくおこなえ。これだけの謙虛さを持つて――時代は違ひます。時代は違ひますけれども、自分の意見に從ふといふのではない。大衆とともに論じ、論じ合つて、そして問題を片づけようといふこれだけの謙虛さを持つて彼が和の哲學を説いたのであつて、法律でもつて人を押えつけようなどとい

う下賤の徒の考へるようなあさましい考へ方は一つも持つてないのです。賢人政治家であつた聖德太子の偉大さ「我れ必ずしも聖にあらず、彼れ必ずしも愚にあらず、共にこれ凡夫のみ、ここに力点を置いております。――

そういう意味において、われわれは今日のときに、ギリシア以來の哲學上の課題はデモクラシーにあるいはオルガニキーか、哲人政治か民衆政治かといふ課題を掲げて今日まで歩きながら考へ、考へながら歩んできておりますが、この辺で私たちはほんとうにこの民主政治といふものの基盤をつくらなければ、田中さんがいかに力んだつて政治はよくありません。大衆がすべて私は決したとき――一つの眞の民主政治が起るんだと思ひますが、そういう意味において、田中暴走、民衆を激發せしめて眞の民主政治をつくり上げたといふ歴史がつくれることも興味があると思ひますが、やはり十七條の最後に、これが……ここでやめて、宮内庁長官がおいでになつたと言ひますから、宇佐美さんに質問します。

宇佐美さん、あとで速記録を読んでください。重ねて多くのことは申しませんが、もうこれでもつて集約にしますが、海外に兵を出して大陸半島の禍亂の中に日本が入つていくか、国内の閥族政治の天皇をも殺していくかといふようなあさましい時代に、ここで武力的な革命を起すかといふへんな絶体絶命の中に置かれて、不和の世界で和の哲學を説いていつた聖德太子の十七條憲法の中心は十條であり、それを包むのが一條と十七條ですが、十七條において和の政治哲學を總括してこういつてゐます。大事は独り斷ずべからず、必ず衆とともによくよく論ずべし、小事はこれ輕し、必ずしも衆とすべからず、ただ大事を論ずるにおよびて、もし失あらむことを疑ふ、故に衆とともに相弁するときは、ことば則ちことわりを得む。これは、これより六百十一年以後にできたイギリスの大憲章といわれるマグナカルタの中に流れてゐる思想よりもはるかに高貴な精神によつてつくり上げられております。時代は違ひます。同じとは

言いません。しかし、いまから一千三百七十年前にこの極東の島国において、苦悩の中からこれだけの英知のひらめきがひらめいているのに、あまりにもものにとらわれて、物価だ、石油だ、円だ、ドルだ、すべて重要な問題がありますが、何か非常にたいへんなときが私は来ているような気がするのです。あなたは信任状捧呈の式に出て、出られなかったのだと思いますが、あなたを補佐する瓜生さんがまああなた以上の弁論を展開して、総務長官に匹敵するような名答を出してくれましたが、ここで私は、ほんとうに宮内庁は、まああなたは瓜生さんにまかせようなどときをねらっているのかもしれないけれども、もっとやはり庶民と触れ合っていかなければだめですよ。雲の上におったのでは、人間天皇を宣言した天皇の補佐はできません。文明史観と哲学を持たない、未来を開く創造の意欲を持たない民族は滅びるんです。これは天皇たりと内閣総理大臣とを問わず容赦ありません。一九七〇年代は世界的規模の激動変革の時代です。東西の対立、封じ込めの冷戦時代は去って、東西の障壁は打ち破られました。もうイデオロギーと武力だけでは問題は解決できない時代に立っております。日本の政治家なり指導者なりの置かれている地位は、東西南北の十字砲火を浴びながら、十字路に立たせられているような立場に置かれているというのをゆめゆめ私は忘れてはならないと思うのであります。そういう意味において、自民党の田中内閣、もう相当なことはやっているとありますが、やっぱりアメリカのニクソン、キッシンジャーのコンビ、日本の田中、大平、中曽根——もう一人だけかいたつた、三木さんか、ああいうコンビも非常にやはりバランスがくずれてきていると思います。日本の中核がないんです。国民が主権者だから国民にまかせりや安心ですが、この過渡的な時代に、日本憲法というものをほんとうに理解して、天皇が身をもって——戦争の責任をだれも負う者がなくて、おもちやのピストルで東条も自殺をはかるなんていうあさましい時代に、天皇みずから

が一切のはずかしめを受けてマツカーサーと対決したじゃないですか。八月十五日に私はあの放送を聞いて、いなかで、ほんとうに泣けて泣けてしやうがなかった。日本の国にだれもまづいときには責任を負うやつがいけない。しかし、殺されてもいい、国民に捨てられてもいい、何とかして日本の未来を救うために役に立とうというあの飽くなき人のよき、無心ないまの天皇というものは、世界の私は王さまの歴史の中に比類のない人だと思ふんです。そういう意味において、私はいまの憲法を守りたいんです。そういう意味において、私は、国内の政争なり、国際的な紛争なりの中に、あれだけ身を殺して仁をなすということを実践した人はいないんだし、それからしかも憲法の詔勅、いまもう時間がないから引用しませんが、けれども、天皇みずからの責任で日本国憲法はつくり上げたんじゃないですか。いろいろな知恵が、マツカーサーのいゝろんなものがあります。けれども、流血の惨を見ずして憲法改正なかなかなないんだ。敗戦という悲劇の中から、悲しいかな近代国家としての憲法の体制をつくり上げたわけなんです。ワイマール憲法よりも、その中には日本の歴史がこもっている。私は、そういう意味において、いまの平和憲法の源流は聖徳太子の和の哲学から発していると言ふんだ。しかし、道義的な国家をつくり上げようとするならば、さかしらの者どもがじゃまにして聖徳太子一家をせん滅するやうな悲劇をあえて行なう。こういうときに私は、皇室を守る人として、宇佐美さん、やっぱりあなたのほんとうの決意を承りたい。

そうして皇室の中にもっと新鮮な血と——美智子さんなんか入ったこともいいことです。イギリスじゃ、カンタベリー物語も——ああいうことはありますけれども、やっぱり粉屋のお嬢さんが天皇家に入ったなんというのはけつこうなことなんです。同族結婚は滅びるんです。それは血だけじゃありません。精神的にも、山岡鉄舟のような硬骨漢を宮内庁に入れて、そうして皇孫なり何なりでも、相撲でも取ったら地べたへたたきつけて、ぎやあぎやあ泣くぐらいな、気骨を発揮する者があつて、また天皇の側近にあつて歴史を書く者が、司馬遷が史記を書くように、自分の大切なところを抜かれても自分の真実を歴史に残そうというだけの気魄のある、御用学者じゃない、茶坊主じゃない者を集めたり、そういうものとおおらかな一つの日本の皇室にしたいと、あまりしやっちゃよばつてしまつて、あなたも国会にも出ない。まあ宇佐美さんは、瓜生さんといういい子分があるから、あれで間に合うという程度で済ませるんでしやうが、またそれ以外に、天皇のそばにいていろいろな用事があるのはこれは重々わかります。もつと雲の上から地上に、人間であるならば天皇はおりにこなけりや、屈託なく世界も歩けるように、アメリカがもつと平和になつてワシントン——屋敷にある桜以上にポトマックの花がもつときれいに咲くやうなとき、あるいはアメリカの建国二百周年祭が間もなくある。それまでに、アメリカのインテリは、おそらくはニクソンがかわるだろうと言いますが、人のことまでよけいなことを言いませんけど、こういうふうに世界じゅうが大きな変革を期待しているやうなとき、一つの皇室を守るんだというしやちよこばつたかみしも着ないで、どうぞ心して、一つの側近者として、十分世界の動きを見詰め、国内の動きを見詰めて善処しないといへないことになりまふやうなことを私は警告したかったんだが、宇佐美さんといふのは聡明な人で、やはりものごとは心得ていると思ひますが、瓜生さんからあとでよく聞いていただきたい。

いまのいろんな問題が皇室をめぐるやはり問題になったから、私は皇室の問題に触れるのいやだったけれども、そつとしておきたかったんだけれども、田中さんのほうから挑戦を受けちゃつたんで、やはりわれわれはけんかっぱやいから、売られたけんかなら買って出ようという形で出たんですが、どうぞあなたのいまの皇室のあり方に対する御見解を承りたい。

○説明員(宇佐美義君) いま仰せのとおり、ちょっと公務がございまして、たいへんおくれましていまの御熱心なおことばも終わりのほうしか伺っておりません。したがって、どういふふうに申し上げていいか、いささか迷うところもございしますが、お話のとおりに昨今の情勢というものは簡単なものではないことはわれわれとしてもはつきりとわかつてはいるつもりでございします。ただ、私どもの任務は、あくまでも皇室をやつぱり守るといふことはどうしても私どもの使命でございしますし、しかし、その守るといふことがいたずらに旧慣にとらわれるという意味でないこともこれらわかつてはいるつもりでございします。

ただ私は、いつも思ひますことは、皇室というのは国民全部によつてその象徴たる地位に立っております。したがって、常に国民のまんなかに立っていらつしやると私は思ひます。ですから、あまり先頭を切つていく立場でもございせんし、おくれでもないけんか立場であるといふことを常に考へております。したがって、社会の進展、変化に伴ひまして、皇室がとまつていたらおくれましてまいいますし、進み過ぎてもいけないといふことは確かにあると思ひます。これを具体的にどういふふうにあらわしていくかといふことは、何も議論をするんでなくて、日常のことですべていくべきものであらうといふふうに私どもは考へております。私どもは、おしかりを受けるとどうかと思ひますが、天皇陛下は常に雲の上においでになるとも思ひません。私どもは常に国民のほうを見ていらつしやると思ひまして、国民とともに歩むといふお気持ちはおありだと思ひます。ですから、私どもはそういうことで具体的な場合にどう表現するかといふことを常に、まことに不敏であります。考へてはいるつもりでございします。そういうわけで、今後世の中がどう変化するかしれませんが、私どももおそばにおる者としては重大な決意を持って進みたいと考へております。まあ、どういふふう具体的に申し上げていいか、いろいろ仰せがございましたが、結局民主主義といふものは、仰せのとおり、非常に和という

ものが根本であるという事は私も常に思っています。ですから、ただ議論ばかりに走ると、イデオロギーだけで進むという事でなくて、議論はすべきであり、きめるときには和をもつてきめるといふことにならないとうまくいかないと思ひます。ただ一人の人とか若干の組織とかいうだけでは守り切れないことであると思ひます。私もはそういつつもりで外に對しても内に對してもつとめていきたいというふうに思ひます。たいへん抽象的でございますが、私どもも仰せのような重大な時期にあることを頭に持って進んでいきたいと存じます。

○戸叶武君 時間が来たから結びたいと思ひますが、きょうは四月二日です。去年の今月のきょうは、私は参議院の交通安全対策特別委員長として大阪の交通事情を調べに行きまして、そのついでに金剛山の下、南河内の弘川寺に西行がなくなつてゐるので、あそこ山桜を見に行きまして、ちようどきのうから桜が咲いたところでした。非情な世界をのがれた、あの人の歌つた歌の中に、辞世といわれてゐますが、「願はくは花の下にて春死なん そのきさらぎの望月の頃」という歌がありますが、定家卿や、東大の植物学の權威である名譽教授の本田正次博士も桜の歌を歌つたと言つておられますが、あれは桜じゃありません。「そのきさらぎの望月の頃」ですから二月です。二月十五日はお釈迦さんがなくなつた仏滅の涅槃の日です。眠るがごとく大往生をあの戦乱の時代に遂げた、その翌日の十六日に西行は死んでゐるんですから、おそろくは自分で座禅を組んで、そして自分の安楽死をやつたのかもしれないが、やはり聖徳太子でも、西行さんでも、あるいは水戸黄門でも、みんなそれぞれの時代に苦惱し、模索して、庶民と接して、庶民の心をくみ取つて生きたので、單なる歌よみでもなければ單なる政治家でもなかつたのだと思ひます。どうぞ天皇を輔佐するといふところにだけ力点を置かないで、もつと自由に、屈託のない、やましい心を持たないで、自然に伸び伸びといけるような——教育とい

うのは、教育しないことなんです。押しつける教育をしないことです。法というものは、法を乱発しないで、鎌倉時代、法三章で治めたいと言つたように、いまのように何でも権力と法でふん縛つて、抜け道はありませんよというやり方が道義の退廃の根源です。

そういう意味において、私は本居宣長が、「數島の和心を人間はば 朝日に匂ふ山櫻花」と歌つてゐるのは、花だけじゃないんですよ。山桜といふのは花と一緒に淺緑の葉が出てくるんですよ。そこへ朝日がぱつと来たところはすばらしく美しいと、変な感じのない武士道を歌つてゐるんじゃないんです。おそろかな雅やかな心を歌つてゐるんですよ。歌の中に心ありで。どうぞそういう意味において——大体皇室を追つ飛ばされた私生児みたいな形で、天皇家のお出であつて逆境で育つた人は、一休にしても、あるいは佛國國師にしても、すばらしいやつぱり天才的な存在ですが、一休の歌に、「年ごとに咲くや吉野の山櫻 木を割つて見よ花のありかを」——庶民の心に触れれば、すばらしいものが宿つてゐるんで、どうぞ、そういう地下水をくみ上げるような一つの役割りを果たしていってほしい。

これをもつて私の質問——言いたいことはありました、時間がありませんし、ほんとうに言いたいことは、九日の予算の総括の際にあつたためて田中さんとあなたには申し上げることにします。これをもつて終わります。

○委員長(寺本広作君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分再開

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○宮崎正義君 私はずつたままで質問をいたしたいと思ひますので、どうかそのままでお答え願ひたいと思ひます。

桜の花は日本全国に咲き始めて、花の四月だと、自然界では非常に美しいそのときでございますが、人間界のほうでは、狂乱物価の再開の月だともいわれておるわけですが、こうした中で、先ほど宇佐美長官もおっしゃつておられたやうでございますが、昨今の情勢は簡單ではないといふふうに御答弁の中にございました。そのとおりだと私は思つてございまして、百円ガソリンの登場といふことになりましたし、ガソリンを取り上げてみても一年前の約二倍に値上がりをしておりまして、新学期から給食費も学用品も大幅に値上げをしていくという時代、百八十万人以上といわれてゐるそのお子さんをかえられた親御さんはいへんな新学期を迎えられるということになるわけでありまして、またもう一面考えてみますと、きょうの新聞等でもにぎわつております飼料の高騰から加工原料が値上がり、牛乳やバター、チーズ、育児用のミルクの値段も、これは一応は凍結品目といふことになっておりますが、メーカーはこの値上げに踏み切らざるを得ないだろうといふようなかまも見せております。こういう先ほど申し上げました狂乱物価の再開の月と、これからどんなふうに行き先がなつていくやら、春闘を踏まえてのまことに緊迫した憂うつな人間界の今日の情勢だといふふうに見るのには私だけではないと思ひます。

このときにあつて、いま審議をいたしてあります皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、この予算措置は、お考えのときの予算編成の時点といふものはいつの時点でおやりになつたのか、またこの先わからない物価高騰に對する考え方が織り込まれて予算措置をされたのかどうか、まずその点を宇佐美長官のほうから御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(宇佐美長官) すわつたままと仰せにな

りました、立つたほうがお答えしやすうござい

ただいま提案いたしております、御審議を願つております内廷費、皇族費の計算は、昨年の予算編成のころから検討をいたしておるところでございます。この内廷費、皇族費の増額というものは、昭和二十二年に初めて内廷費が八百万円、それから皇族費の定額の基礎になりますのが十五万円といふことであつてからすでに十五回たぶん改正になつておりますが、いずれもそのときの物価の上昇並びに人件費の上昇の率をかけて今日に、大体そういう方針で來てゐるわけでございまして、二、三年前の国会におきまして、何かもう基準をつくつてはどうかといふことから、そういう御発言がございましたので、皇室經濟會議議員の方を中心に懇談会を開いて御検討願ひまして、結局この計算の中に一応一〇〇の予備的な経費を毎年でございます。これをこえた場合には出す、提案をするといふことで方針をきめていただきました。それのつとつて最近は大體一年おきといふことでございまして、で、一昨年増額をお願いいたしました、もうことしはその限度に参りまして御提案申し上げてゐるわけでございまして、その後の上昇率といふものは予想以上に大きいといふふうに思ひます。どのくらいになるかわかりませんが、節約を加へまして、いま申し上げました一〇〇の余裕の範囲内でおさまればよろしいと思ひますが、いまわれわれの心配しておりますのは、もう二年は待てないぐらひに騰貴をしてゐるといふふうに考えております。いま提案してありますことでは、ことし一ぱいぐらひはどうかやうに推移するといふ一応の見込みは持つておりますが、今後の推移いかんにもよります。そういう状況でございます。

○宮崎正義君 そうしますと、一年ぐらひは見通しができるけれども、そのあとは見通しがつかないといふお答えですね。もう一回確認をしておきたいと思ひます。

○説明員(宇佐美長官) いまお答え申し上げまし

たとおり、最近の物価上昇が非常に激しゅうございまして、この趨勢がだんだん落ちつくかどうかというところでございませうけれども、現状から考えますと、なかなか、毎年お願ひするような状況になるのか、あるいは将来どうなるかというこのこと、ちよつといふ見当がつかぬまゝです。大体私どもは、内廷費、皇族費というものは法律で定めた額でございまして、これは一種の定額制のものであつて、そうしよつちやう変えるという精神では立法の当時はなかつたんじゃないかというふうに思ひます。ただ、イギリスのように二十何年間も据え置くというようなことは無理かと思ひますけれども、しかし、最近のような激しい変動がございましてはそれはおかしいというふうに考へております。

○宮崎正義君 念のために、四十九年度の本案の策定のために物価指数をどのように押えておられたのか、その点も伺つておきたいと思ひます。

○説明員(宇佐美敬君) ちよつと経済主管のほうから申し上げます。

○政府委員(野本松彦君) それではお答えいたしますが、物価指数につきましては、前回四十七年度に定額改定いたしておりますので、四十七年度改定以来四十八年の十一月までの物価指数の上昇率を見ますと、物件費につきましては一・五%上がつてゐるという状態でありまして、その数字をとつて改定の計算をいたしております。

○宮崎正義君 そうしますと、四十七年が一・四%と物価指数をしておりますね。今回は一・六%の上昇率だといふと、そうするとうどういうふうになるんでしょうか。

○政府委員(野本松彦君) 四十五年を一〇〇としたとしますと、四十八年の一月から十一月までの平均が一・三・六になりまして、四十六年の一月から十一月の平均が一・〇・六・一になりますので、この二年間をとりまして、四十七年の改定期を基礎といたしまして一・六・五になりますので、一・六・五%のアップ率をかけております。

○宮崎正義君 宇佐美長官が、一〇%を基準にし

て予備費の経費を取つておいて、これでまかなつていこうという先ほどの答弁から考えますと、だいいふん低く見られてゐるんじゃないかというふうに心配をいたしますが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(野本松彦君) 内廷費の定額の改定におきましては、内廷費の使途といたしまして物件費のほかには内廷職員等の物件費の部分もありますので、物件費の部分につきましては、いま申しました二年間の一・六・五%という率をかけた上で、それから物件費の分については、国家公務員の給与改善率、二年間の改善率をかけた上に出してございまして、それを総合したものに一つ一〇%の臨時的あるいは予備的経費といふものが、見たものを合計いたしまして算定しております。

○宮崎正義君 それでいいのかどうなのかということをお願いいたします。

○政府委員(野本松彦君) そういうふうにして最近改定の率を出しておりますが、物価の上昇、物件費のアップ率が急激になつてまいりますと確かに非常に苦しい面もありますけれども、一〇%増額見込みまでの間は何か物件費、物件費の關係、物件費の部分は物件費に使わなければならぬとか、物件費の部分は物件費に使わなければならぬといふことではありませぬので、全体の定額の中で弾力的に運用して一〇%のアップの間は何かやりくりしていき、まかなえるといふことで見込んでおります。

○宮崎正義君 一面では、非常に多額じゃないか、多額な予算を組まれているんじゃないかといふ声もなきにしもあらずでございます。いま御答弁のように、宇佐美長官も、一年ぐらゐまでは自信が持てますが、あとはこの異常な物価状態の中では非常に困難だといふふうなお話だった。したがらばいけなんじゃないかと思ひます。それで質問をしてゐるわけでありませう。

そこで、皇室経済法の第二条のこの点について具体的にひとつ説明をお願いしたいと思います。第二

条、私が申し上げることもありませんが、一左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することが出来る。一、二、三、四とございませう。この一、二、三、四号の内容について御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(宇佐美敬君) この条は憲法第八条に對する一つの何と申しますか、取り扱ひ上の限度をきめた規定でございませう。憲法では、皇室のほうから下さるゝとか、あるいは一般国民から受けるという場合は一々国会の議決を経なければならぬ。厳格に申しますと、菓子折り一つでもという議論も出てくるわけでありませう。それではとても日常生活上非常にむづかしいので、一定の範囲をきめて、その間までは国会の議決を要しないという精神の問題でございませう。

ただ、ここにございませうに通常の対価に基づく私的経済行為、これは物を買ふ場合とかいふことでございませうが、これが正当の値段のものであるならば議決を要しないと、あるいはこれが贈与を非常に含んだような価格になると問題があるといふ意味だろつと思ひます。

それから外国交際上の義礼上の贈答という場合でございませう。例を端的に申し上げますと、たとえば外国に皇太子殿下がおいでになつて、どこかの元首から記念品をいただくか、これは一体幾らでございませうかとかいろいろやるわけにまいりませぬので、こういう問題につきましては、公の交際としてこれはよろしいという精神でございませう。

それから第三号は「公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合」、これがあとで追加になつておるんでございませうが、これは具体的に申し上げますと、貞明皇后がおなくなりになりましたときに、御遺産をいまのらひのための藤樹協会に寄贈されるというところでございませうが、それがいまの制限額をこえる問題がございまして、これを一々国会を経てそれから下さるゝというようにな

ことになるわけでございませう。それでこつた公共のためにする遺贈というものは一々国会の議決を要しないといふことをそのときから入つてゐるわけでございませう。

それから個々の場合を除きまして、総額が一年間に一定の限度、別に法律で定めず限度をこえるまでの間はそれは議決を要しないといふことでございまして、現在におきましては、内廷費におきましては九百九十九万、それは贈与をなさる場合、それから一般から受けますほうはその三分の一の三百三十万という規定でございませう。これは最初から物価の騰貴もございまして、一度御審議を願つて増額になつておるわけでございませう。最初にはたしか百五十万と二百五十万だつたと思ひます。

○宮崎正義君 いま御答弁がありました、その二一定額に達するに至るまでの場合」といふのは、施行法の第二条の御説明のいまございませう分です。要するに施行法の第二条、「法第二条第四号の一定額は、左の各号による。」といふこと、「天皇及び法第四条第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜与の額は九百九十九万、」御答弁、これでございませう。

それから「議受の額は三百三十万円とする。」と、なお二としましては、「前号以外の皇族については、賜与及び議受の額は、それぞれ九十九万円とする。ただし、成年に達しない皇族については、それぞれ二十万円とする。」というこの施行法でございませう。これに順じてやるといふことなんです、いま御答弁がありましたように、最初昭和二十二年、内廷におかれては最初百二十万、これを見てみますと、改正されてゐるのが大体約三年おきぐらゐになつてゐると思ひます。といひますのは、二十七年の二月に三百七十万になつております。それからさらに三十九年には六百五十万といふふうになつております。それで四十七年には九百九十九万といふ形になつております。さらにもう一つ、その皇族のほうの面を見ますと、やはり同じように約三

に申し上げてみますと、炭鉱なんかで働いている組夫という人たちがいるわけですが、これは労組に入っていないんです。非常に不利な条件のもとに仕事に携わっているという、一番危険なまた作業をやっているのがその人たち、最先端に立って石炭を掘っているわけなんですが、その人たちというのはやはり労組からも相手にされていないという形になっております。それも組に雇われて労働的な面があるから、組合の中にも入れられないんだなというような考え方もあるようでありますが、いずれにしても、少数な人だからというふうなことでなく、何らかの方法を将来は考えられていくのがいいんじゃないかと、こう私は思います。

たのでお伺いしたわけですが、そういうことをひとつ踏まえて将来の考え方というものをおきめになっていったほうがいいんじゃないかという、これは私の意見でございますけど申し上げておきたいと思うわけです。

それから課題を変えまして、建設省の方はおいでになってますか。——吉田都市局長さん。この風致地区の法の精神といいますが、その風致地区という法の精神というものをどういうふうにおとらえになってお伺いしておきたいと思うんです。

○政府委員(吉田泰夫君) 風致地区は都市計画法の制度の中に取入れられているわけでございまして、これは都市の風致を維持するための制度、一口に言えばそういうことであります。したがって、現在風致のよろしいところ、公園とか、社寺院とか、あるいは水辺とか、樹林地とか、眺望のいいところとか、そういうところが大体指定されておりまして、具体的な風致の維持のための制度として、各県の条例をもっているいろいろな風致を破壊しないような行為についての制限が行なわれておる。要するに、知事等の許可を要することにして極力風致を維持しようという制度でございまして、ただ、町中で指定されていることが多いわけでありまして、そこにはいろいろ都市的な土地利用というものが数多くあるわけでありまして、そういうものとこの自然的景観、この調和というものをはかりつつ、いわば受忍の限度内で規制していこうというものでありますので、他のたとえば緑地保全地区とか、国土保全の特別指定地区のような非常に厳重な規制というわけにはまいらない、そこにおのずから限度があります。しかし、法の趣旨としては、そういう調和点を見出しつつ極力風地の現状を保存したい、こういう趣旨の制度でございます。

○宮崎正義君 そうしますと、いまの答弁を踏まえて確認をするわけですが、町の中にあつて調和をはかっているために、限度内の規定の中でやっていくことであり、したがって、厳重な

ことができないというふうな御答弁もありましたけれども、これを極力風致地区の考え方、精神に沿ってやっていくというふうな御答弁だと受け取っていいですか。

○政府委員(吉田泰夫君) そのとおりでございます。

○宮崎正義君 そこに、あいまいな、厳重なことができないというふうなことから、現在の風致地区、東京都の全体の風致地区の実情というものを掌握されておられますか。監督行政の上からいきまして、私もこの地図をいただいておりますが、これを私が広げて見せるまでもございませぬけれども、こんな大きな地図がございまして、こういうふうに色分けが全部してございまして、この実態を、今日の実態というものを局長は御承知ですか。

○政府委員(吉田泰夫君) 東京都内にも数としては十五地区ぐらいの風致地区が指定されております。東京都の条例によつて、先ほど申し上げましたような内容による規制が行なわれているわけでございまして、場所によりまして風致地区による規制の限界も異なりますから、次第に建築物が建蔽していくというふうな実態もあるわけでございまして、これは必ずしも東京に限らず全国そういう点はないわけではございません。しかしながら、とにかくも許可制をもつて極力押え、あるいは相談にあずかりつつ指導するというようなことによりまして、風致地区をかける場合と比べればそれなりの目的は果たしている。規制内容をあまりきつくないとしますと、これはその点では非常にいいわけですが、何ぶんにも民有地が非常に多いわけでありまして、あまりにも厳重にすればまいりますから、私どもとしては、風致地区の制度自体は、従来からあるこういうことで満足せざるを得ない。もしもと厳重に一切建築を押えるというふうなことであれば、そのための別の制度もあるわけでございまして、しかし、そのためには買い取り請求に応じたり、補償したり、そ

ういったことも必要になってきますし、またそういうことがあるにしても私権の制限は非常にきびしいものになりますから、どの程度大幅に指定できるかという問題もありますが、一応政府としては別途のものに切りかえるということが必要だろうと思ひます。

○宮崎正義君 これは民有地が多いから、もしそれを厳重に規制するようだったら別の法律でやらなければならぬというふうな御答弁ですけれども、何のためにこの風致地区という法律をつくられたかというこの基本精神の上から考えていきますと、だんだんと風致地区が侵されながら放任をされていくという形は、先ほど来の御答弁があるように、厳重なことが一面ではできないからというふうなことでくずされていくというふうな私は現状じゃなからうかと思ひます。そういうことをゆるめておけば風致地区なんか必要なくなってくると思う。それ、必要ないんです。現にこわされてきているところがあるように私は見受けるのです。で、私は資料としてこれをいただきた。地図をいただきた。それ、この地図はいつごろの地図かわからないのですけれども、いまそちらへ行つてお見せしましょうか。今後お伺いしなければならぬものはお見せして……(資料を示す)これは私が説明申し上げるまでもなく、これが弁慶橋の地区ですね、このこのかどのはうですね、この面通りでないように私は思うのです。すでに、この辺も、この辺も……。この図面がいつごろの図面なのか、与えられた図面を見まして、ちよつとわからないのですが、この点についてひとつ。

○政府委員(吉田泰夫君) ただいまお示しいただいたのが弁慶橋の地区の風致地区でございますが、この地区には風致地区の中にホテルなども建てておりまして、できるだけ大きな建築物を押えようというふうな、そういうことによつて風致を保全したいという趣旨から見れば、必ずしも満足すべき状態に現在保全されているとは言いがたいという点は御指摘のとおりだと思います。しかしながら、風致地区の制度があつたからこそ東京都においてもホテル建設の際にいろいろな条件を示し、話し合ひを経ましてこれを許可しているわけでありまして、もしその風致地区の規制がなければ、もつと樹木も破壊され、あるいは別途の土地利用になつていたかもしれないことを考えますと、私は、はなはだ手ぬるいようではありますけれども、風致地区の制度としては、もともとそういう補償とか買い取りの制度なしの受忍義務というものにささえられた制度でありますのでやむを得ないではないかと——やむを得ないという意味は、完全には保全しきれないけれども、そのかわり相当大幅に指定できるということでもあります。しかし、そんなに大幅に指定できなくとも、ここぞというものを守らなかなければならぬ場合には、たとえば前国会通過いたしました都市緑地保全法による緑地保全地区、これは風致地区でも核となるような場所などにつぎまして指定要件にも合致すると思われまして、そういうものにあえて指定することによつて、その後現状凍結的に保全するというものを考えることが妥当ではないかと、こう思ひます。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、源田実君、今春藤君、岩間正男君が委員を辞任され、その補欠として高橋邦雄君、竹内藤男君、小笠原貞子君が選任されました。

○宮崎正義君 それから先ほどの図面のことについて御答弁なかつたんですが、これは建設省じゃ都から毎年この実態というものを、図面と同時に掌握されておられるんですか。都のほうの責任でやっていると聞かれますけれども、建設省としては当然知らなければならぬし、また図面上においてもどの程度に改革されてきているのかということも承知しておかなきゃならないんじゃないかと思うんですが、この点どうなんですか、御答弁なかつたんですけれども。

○政府委員(吉田泰夫君) 前にお手渡しいたしました図面そのものが、いつ現在のことが記入された、地図の上に緑で区域を表示さしてもらったのからよと私直接に存じませんけれども、風致地区はこの地図の上でどの範囲にどういうふう指定されているかというところは間違いないはずでございまして、その中がどういふふう建物建つていくかという条件については、必要に応じ私も都から取り寄せて掌握いたしておるわけでございまして。

○宮崎正義君 一応この際どんなふうにならうてきていくかというのを、終点検と言えども、大きいことばでございすけれども、それぐらいのことをやると、そして先ほど御答弁にありましたような緑地地区の緑地の保全地区というものをきめていかれるという見地の上からでも、これは当然やっておかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、この点どうでしょう。

○政府委員(吉田泰夫君) 風致地区の最近の土地利用の変動状況につきまして早急に調べたいと思います。

○宮崎正義君 調べたものをひとつ御提出願うように、委員長、お願いしたいと思います。

○委員長(寺本広作君) 資料として提出できますか、ただいま御要求の。

○宮崎正義君 時間がかかるだろうと思いますが。

○政府委員(吉田泰夫君) 少しお時間をいただきまして概要提出できると思っています。

○委員長(寺本広作君) それじゃ委員会に資料として提出くださるようお願いいたします。

○宮崎正義君 東京都の風致地区の条例というのも私参考にいただきました。それによりますと、第一種、二種に分かれていて見えます。第三種、この風致地区の法律の面からいいますと、第三種の一項の二に該当するところだけが分かれていふように思いますが、これはどうなんですか。分けたらあとは、その辺どうなんですか。——私の質問の中でそういうことを前もって

言っておりませんのですから、いまお調べになつておられると思いますが、それはあとにしましてけっこうです。

なぜこういうことを私が伺っているかと言いますと、皇居を中心にして、皇居をずっとめぐっていきます堀の問題につきましても問題点がありまして、それから皇居前広場のほうの問題もございまして、そういうことを煮詰めながら、風致地区ということもあわせながら、また緑地保全というものをあわせながら質問をしようと思つておるから申し上げておるわけです。

まず、これは建設省もそうありますが、官内庁として、お堀のしゅんせつということ等、せきを一定に切りまして、しゅんせつするという年次計画が何かお立てになつて、美しいきれいなお堀にするというふうな考え方をもちかどうか、この点どうなんですか。

○説明員(宇佐美義君) 皇居のお堀と申しますと、外から見まして大きな土手までの水というのは、大体いま官内庁の所管から離れておりまして、皇居の中のお堀だけが官内庁でいたしております。だんだん場所によりましてヘドロがたまりまして、いままでも計画的にしゅんせつしたことがございすけれども、しかし、ヘドロを簡単に取るといふことが、かえって水を浸透させてしまふという議論も実際もございまして、一昨年からこのほうの専門家の方に調査をしてもらひまして、お堀の水をどうしたらきれいになるかという基本的な調査をしてもらつておるわけでございます。大体のことが調査が済みまして、今後それではどういふふうにして水が減るのを防止するかというところを、実際問題として研究するということである。これはなかなか大きな仕事になりまして、たとえば大きな石がけの下からもぐるといふ問題もございす。これ、しかし、どうしたらば一体これをとめることができるかというふうな問題もたくさんかえておまして、私ももし問題としては、中の問題については科学的な調査を大

体済まして、いまその対策についての検討をし、ぼつぼつ始めておるところでございます。外堀のほう、日比谷でございすとか外のほうのお堀についても、最近私も聞かるところによりまして、これをある程度きれいな、何か非常の際にはこれをこしても飲める程度にしたい。それから水の量もたえたいというところで研究を始めた。それでございまして、まあ相当のやっばり日数を要する問題かと思ひますが、みんな気がついて調査をいたしておることだけは申し上げたいと存じます。

○宮崎正義君 専門家に調査をさせておやりになつておられることは私も聞いておられます。どの程度に進捗したのかというふうな考えも含めてお伺いしたわけですが、一巡をしてみました、非常によれております、内堀も。そういう面から見まして非常に私も心配をしたわけですが、したがって、このせきを、小範囲ずつせきを切りまして、そして年次計画を、年次計画というものを、どれぐらいできるものかやってみていったほうがいんじゃないかというふうな考え方をしたものですから申し上げたわけなんです。と申し上げますのは、建設省のほうに伺うんですが、プールなんというのはやはり緑地とみなすんですか。

○政府委員(吉田泰夫君) お堀のことをプールとおっしゃった……。

○宮崎正義君 プール。

○政府委員(吉田泰夫君) プールですか。

○宮崎正義君 ホテルのわきにプールなんかつくっているでしょう。

○政府委員(吉田泰夫君) はい。緑地というのは非常に広い意味でございまして、緑の土地とは書きまされども、まあ緑がなくとも緑地という概念にはなるわけで、したがって、水辺地とかお堀とかそういうものは当然緑地という概念に入りますが、人工的なプールそのものは、私もそのもの自体で緑地という意味じゃない。しかし、そういうものも配置され、全体として緑地と、つ

まり環境のいいオープンスペースというふうな感じのものがあるかというふうな意味で判断しているわけでございます。

○宮崎正義君 なぜそういうことを聞くかと言いますと、先ほどのこの図面の中の一部分の中に、オリンピックをうけてホテルの建設をして、それでその風致地区の一部が侵されてきた。それからまた、自分のところだから自分がかつてにやっていたいんじゃないかというふう言われればそれっきりなんです、そのわきにプールを堀つていった。それもひっくり返していまのような青地といふんです、緑地と言わないで青地の中に入るかどうかというふうな疑念がありましたからお伺いしたわけなんです。そういうふうにして、いつの間にか風致地区として限定されているものがこわされてきているということ。個人の持っている所有物だから個人が自由にしてもいいという、そういう考えの上でやられていく。しかも四〇%というのを三〇%に制限したんだから、許してやっただということになる。それが増築を今度はそのようになつてくるということになると、またこれは趣が変わつてくるようになるわけですが、いずれにしても、そういう形態で侵されてきているというのを非常に心配するわけなんです。したがって、さつき申し上げたように、この風致地区がどのような形態であるかということ、これを私も知りたいし、また当然建設省としてはそれを掌握していかなければならないから、それが、この点よろしくございすか。はつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のように、風致地区は一般的にいって規制力の限界がございまして、土地利用の激しい場所では間々侵されがちなところがございます。もう少し市街地から離れたような場所であれば、たとえ規制内容が比較的ゆるやかであつても土地利用のほうもそう激しくありませんので、現況のままでも保たれておるところも多いわけですが、いま御指摘のような東京のど

まん中という事になれば、なかなか思うようにいかない。その点は残念でございますが、私どもは風致地区の整備としてはまあこの辺が妥当なところではないか。どうしても保全したいところは別の制度でいくべきだ、こういうことであります。御指摘のような現状の把握につきまして十分今後注意いたしたいと思ひます。

○宮崎正義君 これは総理府長官に直接なことでないと思ひますが、小坂長官にお聞きしたいんです。これは私の提案もあるんですが、あれは晴海通りといいますが、晴海通りから祝田橋を越えて大手門ですね、内堀通りといいますが、これを日曜日、祭日ですね、ガソリンが云々されて非常には交通規制をして、この皇居前広場全体を、外堀の内側から大手門まで、祝田橋から大手門までの間、皇居前広場として祝祭日に国民の広場としてひとつ開放するように、いかがでしょうか。

○宮崎正義君 私のこれから言おうとすることが適切であるかどうかはわかりませんが、先ほど建設省の吉田都市局長とお話し合ひをしていて、わけても、この風致地区の中にも、御答弁の中にありましたように、ホテルと答弁ございましたね、高い建物、それからあの皇居前にできた、あれは何ですか、海上ビルですか、高いのが建ちましたね、今度、あれなんかも東京都ではだいぶ議論をされたということなんですが、あの建築については、ということ、一面からいえば皇居の中が見えるのじやないかというように、等も考えられて議論をされたと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) いまのお話のような自動車をとめて人間が歩くという事はたいへんいいアイデアだと思いますし、またそうした試みが町のあちこちで行なわれて非常に成果もあがっているし、またそこには生活環境の中の一つの

新しい潤いとして、私は非常にいい市民的な効果をあげていっていると思ひます。そうしたことをただいまの御提案のようにもって大規模に大きくやってみたらどうかという御提案でございますが、それはひとつわれわれのほうとしても考えさせていただきますかと思ひ、相談してみたいと思ひます。

○宮崎正義君 はい、承知してあります。それからもう一つは皇居前広場でございすが、これは環境庁が所管していることになっておりますので……。

○国務大臣(小坂徳三郎君) そうした面もございしますから、一度ただいまのような日曜、祭日の自動車規制と市民の健康と、それから皇居を何と申しますか、公害からもう少し守るというふうな、そうしたようなことを一連の問題として関係の方面と打ち合わせをしてみたい、そのように考えております。

○宮崎正義君 私のこれから言おうとすることが適切であるかどうかはわかりませんが、先ほど建設省の吉田都市局長とお話し合ひをしていて、わけても、この風致地区の中にも、御答弁の中にありましたように、ホテルと答弁ございましたね、高い建物、それからあの皇居前にできた、あれは何ですか、海上ビルですか、高いのが建ちましたね、今度、あれなんかも東京都ではだいぶ議論をされたということなんですが、あの建築については、ということ、一面からいえば皇居の中が見えるのじやないかというように、等も考えられて議論をされたと思ひます。

私どもが、私なんか宿舎生活で清水谷の宿舎におりますけれども、ちょうど宿舎から下を見ますと、二階建ての建物が、民家があるわけですが、私たちの側のほうはこのごろはベニヤ板を張って、二階の窓に、それからカーテンはおろして、ばなし、あけたことのないような姿を見受けまして、早く言えば私どもが見おろすという立場になるわけですから、その付近の住民の人たちは見られて、という形になるわけですね。いつもいつも

見られている。中を見通されているというふうな、いやな気分であるわけですね。そういう人道上の、人の心というものを暗くさしていくという一つの問題もございします。また大きな高い建物が建てば、テレビのいままで何でもなかったことが、衝撃を受けて電波がこわされていくという形態もありまして、風の向きがまた変わってくるというので与えられるものもあるわけですね。したがって、そういうものを勘案して、風致地区内の建築物というものを対してよほどの私は思い切った規制をしてもいいのじやないか、このように思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(吉田泰夫君) 御指摘のように、風致地区の規制の内容としては、条例等におきましても、まず高さの制限、建蔽率の制限、それから建物の壁の面を敷地境界線から後退させる、そういうことによつてそこに緑化するような余地を建物の外側に保全しておく、こういったことが主たる内容になっているわけではございまして、中でも高さの制限というものは、風致地区の制度でも相当ウエイトをもつて考えておるわけではございまして、したがって、一般的には、高さはたとえ五メートルを限度とするというように、条例等で書かれておるわけではございまして、通常はそれが守られておつて、たとえ建物が建ちましたとしても、高い建物は建たないということが原則的には守られている。いまおっしゃったような、間々例外的にいろいろな条件を勘案いたしまして、非常に高い建物まで許可するという例もないわけではありませんが、一般に言えば高さの制限というのは風致地区でも相当程度考えておる、こういうことではございします。

○宮崎正義君 いま御答弁にありましたのは第三条に出ておりますから、これは当然のことだと思ひます。ところが、現にそういうので、ある種の被害を受けているということですね。よく日照権等の問題でわれわれは議論いたしましたけれども、そういう問題等も加味してくるわけでありまして、どちらにしましても、この本委員会が迎賓

館の問題のときにも私はこの種の質問をしたことがあるのです。総理府長官も答弁がありました。迎賓館が見おろせるようなところにあるということに自分も気がついたというふうな御答弁があつて、また角度によつては私は中が見通せるのじやないかというふうなことも質問をいたしましたけれども、それと同じようなことがこの皇居の中にも言えるのじやないかと心配をしておるわけですね。それで質問をしたわけでありまして。言うならば、きのうの新聞、夕刊でしたか、朝日新聞等にも出ておりました、あの小野田元少将は皇居前へ行つてそして深々と頭を下げて、一方では高いビルの上から望遠鏡で見ているというふうな二つの面、そういうふうな面等を考えてみたり、あるいは諸外国の人たちがあの皇居前、二重橋等をみな見学に行く、そういう面等々を考えた場合には、公園地帯といふものと、公園都市といふものと、それから風致地区といふものと緑地地帯といふもの、考え方というものを取りまとめながら都市計画というものをしていかなければならぬのじやないか、こう思ひます。どうでしょうか。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、中村波男君が委員を辞任され、その補欠として前川旦君が選任されました。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ、市街地は非常に都市活動が激しく行なわれる、いわば土地として利用価値の高い場所であつておるわけではございします。一般的にはその土地の立地にふさわしいような高度利用というものは当然はからなければならぬというものであります。同時に、相当の規模の公園緑地、こういったものを配置いたしまして、片一方では高い建物が建つけれども、全体としての建物の容積率というものを薄めるとか、むしろ立体化することによつて新しいオープンスペースを生み出していくという配慮が当

然必要であると思ひます。これは風致地区などには特に現状保全を本来はかりたい場所でありまうから、なおのことでありまして、私どもは都市計画のあり方として、まず積極的な公園緑地という公共施設としてのオープンスペースの整備、これを中心といたしまして、しかし、それだけでは十分ではありませんから、民有地のまま保全していく地区として一番ゆるいものはこの風致地区でありまうが、さらに強いものとして古都保存の地区であるとか、あるいは首都圏の近郊緑地保全地区であるとか、あるいは都市緑地保全法による緑地保全地区とか、こういった民地のままでの保全地区というものをこれに加え、さらに都市の再開発などによって生み出される私的な空間も、できるだけ公開されたような形で周辺の住民の方々にあるいは都市生活の方々のいこの場所に使えるようなこといういった都市計画がなければならぬ、こういったつもりでおる次第でございます。

○委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願います。

○岡本信吾 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となっております皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対して、修正案を提出したいと存じます。修正案はお手元にお配りしてございますので、それで御承知を願うこととし、朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案の施行期日である四月一日がすでに経過しておりますので、これを公布の日とし、四月一日にさかのぼって適用することに改めようとするものであります。

右、修正部分を除く原案に賛成いたしましたして、私の討論を終わります。

○委員長(寺本広作君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それではこれより皇室経済法施行法の一部を改

正する法律案について採決に入ります。

まず、岡本君提出の修正案の問題に供します。

岡本君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 多数と認めます。よつて、岡本君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第十三条の十一第二項中「通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとするを「とおりとする」に改め、同条第三項中「及び出張所の」を「の内部組織並びに出張所の名称、位置及び」に改める。

中 福岡入国管理事務所唐津出張所 唐津市を別表十二を削る。

福岡入国管理事務所唐津出張所 唐津市に改める。

福岡入国管理事務所伊万里出張所 伊万里市

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の二第四項の改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の第五十六條第七項中「懲戒機関」の下に、「入国管理事務所の出張所」を加える。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、原水爆禁止に関する請願(第一九七八号)(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第一三三七号)

第一九七八号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 横浜市神奈川区稲荷町一三神奈川県原爆被災者の会内 尾島良平外千五百四十一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九七九号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 札幌市東区北三十七条東一三丁目西川義三外二百七十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 北海道網走郡東藻琴村 南林親

信外二百十七名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八一号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 東京都中野区上鷺宮三ノ九ノ三〇三三一 古閑末義外二百四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八二号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 東京都小平市津田町一、五二六青谷勝太郎外二百四十六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八三号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 山梨県甲府市善光寺町二、四五〇 米内幸子外百七名

紹介議員 塚田 大順君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八四号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 東京都品川区荏原一ノ四ノ八 箕輪スエコ外百九十七名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八五号 昭和四十九年三月十五日受理

原水爆禁止に関する請願

請願者 大阪府東大阪市大蓮東四ノ一〇ノ三 大川勝外九十三名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八六号 昭和四十九年三月十五日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 横浜保土ヶ谷区新井町三五〇
藤田芳枝外千五百八十三名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八七号 昭和四十九年三月十五日受理
原水爆禁止に関する請願
請願者 東京都大田区仲池上二ノ一四ノ一
七 須山嘉信外二百十八名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二三三七号 昭和四十九年三月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(十一通)
請願者 東京都品川区大井七ノ一二ノ一
五 上野隆太郎外七百十一名

紹介議員 西村 閑一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備(第三

三条・第十二条)

第三章 損失の補償(第十三条・第十八条)

第四章 雑則(第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設等の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第一項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備(障害防止工事の助成)

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他の重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他の政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
二 道路、河川又は海岸
三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
四 水道又は下水道
五 その他政令で定める施設
2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他の政令で定める行為により生ずる音響で著しいもの

を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの
第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際現在所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に

関し助成の措置を採るものとする。
(移転の補償等)
第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現在所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。
(緑地帯の整備等)
第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域(以下「第三種区域」という。)に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。
(買入れた土地の無償使用)
第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。
(民生安定施設の助成)
第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体

が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に對し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九條 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

三 港湾

四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に對し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十條 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に對し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第十一條 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の整備に係る事業の用に供する

ため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に對し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二條 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に對し、意見を述べることができ

第三章 損失の補償

(損失の補償)

第十三條 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの

三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十四條 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

ならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五條 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に對して異議を申し出ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十六條 国は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に對し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十七條 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十八條 第十四条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十五条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に對する適用)

第十九條 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)

2 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(旧法の廃止に伴う経過措置)

3 昭和四十八年度以前の年度の予算に係る国の補助金又は補償金等で昭和四十九年度以降に繰り越されたものに係る旧法第三条若しくは旧法第四条の助成又は旧法第五条の移転の補償等については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際、現に旧法第五条第一項の規定により指定されている区域は、第五条第一項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、旧法第五条第一項の規定により当該区域が指定された時とする。

5 第六条第一項及び第七条の規定の適用については、旧法第五条第三項の規定により買入れた土地は、第五条第二項の規定により買入れた土地とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三章の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第三章の相当規定によつてしたものとみなす。

(沖縄県の区域における第八条の規定の適用の特例)

7 第八条の規定の沖繩県の区域における適用については、当分の間、同条中「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

8 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第六号を次のように改める。

六 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第三号から第九号までの規定による措置及び同法第十三条第一項の規定による損失の補償に關すること。

第五十条第一項第三号中「防衛施設周辺の整備等に関する法律第九号第一項」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三号第一項」に改め、同項第四号中「運用」を「設置又は運用」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号中「防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)第五号第三項」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第五号第二項」に改め、第三十七条第一項の

表中

防衛施設周辺の整備等に関する法律第五号第一項の規定により防衛施設庁長官が指定した区域
--

を

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五号第一項に規定する第二種区域

に改

め、第六十五条の三第一項第二号中「防衛施設周辺の整備等に関する法律第五号第三項」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五号第二項」に改め、第六十五条の七第一項の表中

防衛施設周辺の整備等に関する法律第五号第一項の規定により防衛施設庁長官が指定した区域
--

を

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五号第一項に規定する第二種区域」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

10 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十五号)」を「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第 号)」に改める。

(沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置等に関する法律の一部改正)

11 沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特例措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除